

第2期 石川の教育振興基本計画

(仮称)

～ 未来を拓く 心豊かな人づくり ～

中間まとめ (案)

石川県・石川県教育委員会

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の改定にあたって | 1 |
| 1 計画改定の趣旨 | |
| 2 計画の位置づけ | |
| 3 計画期間 | |
| 第2章 社会の動向と教育をめぐる現状 | 3 |
| 1 社会の動向と課題 | |
| 2 教育をめぐる現状と課題 | |
| 第3章 石川県がめざす教育の姿 | 8 |
| 1 基本理念 | |
| 2 めざす人間像 | |
| 3 基本目標 | |
| 4 計画の体系 | |
| 第4章 施策の方針と主な取組 | 14 |
| 基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します | 14 |
| 方針1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成 | |
| 方針1-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成 | |
| 方針1-3 イノベーションを担う人材の育成 | |
| 方針1-4 グローバル人材の育成 | |
| 方針1-5 地元の企業や大学と連携した人材の育成 | |
| 基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します | 24 |
| 方針2-1 確かな学力の育成 | |
| 方針2-2 ICTの活用等による新たな学びの推進 | |
| 方針2-3 実社会で必要とされる資質・能力の育成 | |
| 方針2-4 キャリア教育・職業教育の充実 | |
| 方針2-5 幼児教育の充実 | |
| 方針2-6 特別支援教育の充実 | |
| 方針2-7 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実 | |
| 基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します | 40 |
| 方針3-1 心の教育・道徳教育の充実 | |
| 方針3-2 人権教育の推進 | |
| 方針3-3 いじめ・不登校等への取組の充実 | |
| 方針3-4 体験活動の充実 | |
| 方針3-5 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成 | |
| 方針3-6 児童生徒の体力・運動能力の向上 | |

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 方針3-7 | 学校保健の充実・食育の推進 | |
| 方針3-8 | 防災教育・安全教育の推進 | |
| 基本目標4 | 信頼される質の高い学校づくりを推進します | 54 |
| 方針4-1 | 教員の資質・能力の向上 | |
| 方針4-2 | 学校の組織的な対応力の向上 | |
| 方針4-3 | 優秀な教員志望者の確保と養成 | |
| 方針4-4 | 教育環境の整備・充実 | |
| 方針4-5 | 多様なニーズに応える学校づくりの推進 | |
| 方針4-6 | 建学の精神を尊重した私学の振興 | |
| 基本目標5 | 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します | 64 |
| 方針5-1 | 高等教育機関の「学び」の環境の充実 | |
| 方針5-2 | 高等教育機関による「地域の活性化」の推進 | |
| 方針5-3 | 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進 | |
| 基本目標6 | 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します | 68 |
| 方針6-1 | 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり | |
| 方針6-2 | 家庭の教育力の向上 | |
| 方針6-3 | 地域の教育力の向上 | |
| 基本目標7 | 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します | 76 |
| 方針7-1 | 生涯にわたる学習の推進 | |
| 方針7-2 | 社会教育の奨励・振興 | |
| 方針7-3 | 生涯学習活動を支える環境の整備・充実 | |
| 基本目標8 | ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します | 84 |
| 方針8-1 | 生涯にわたるスポーツ活動の振興 | |
| 方針8-2 | 競技スポーツの振興 | |
| 方針8-3 | 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組の充実 | |
| 方針8-4 | スポーツ活動を支える環境の整備・充実 | |
| 第5章 | 計画の実現に向けて | 90 |
| 1 | 計画の周知・広報 | |
| 2 | 地域社会全体の連携・協働 | |
| 3 | 計画の進行管理 | |

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本県では、平成23年1月に平成32年(2020年)を目標年とする教育の振興に関する基本計画として、「石川の教育振興基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、学力向上の中長期的指針となる「いしかわ学びの指針12か条」の策定・推進、教員の資質及び能力向上のための「いしかわ新教員研修制度」の策定と「いしかわ師範塾」の開講、未来への飛躍を実現する人材育成のための「高等学校『学びの力』向上アクションプラン」の策定など、計画の基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」の具現化に向けた取組を進めてまいりました。

しかしながら、基本計画の策定にあたり課題とした人口減少と少子高齢化の進行、情報化の進展、国際化・グローバル化の進展、科学技術の進展などは、依然として社会全体の大きな課題となっており、その変化はさらに速度を増しています。

さらに、地方創生の推進、北陸新幹線の金沢開業、東京五輪の開催決定など、経済をはじめ地域社会が大きく変わりつつあり、また、いじめの社会的問題化、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加、本格的な教員の世代交代など教育を取り巻く新たな課題も生じています。

このように目まぐるしく変化するこれからの社会を生き抜くためには、確かな学力を身に付け、一人ひとりが多様な個性と能力を伸ばし、主体的に人生を切り拓いていく力と、他者と共に支え合い、高め合いながら、新たな価値を創造していく力が求められます。

このため、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間とする「石川の教育振興基本計画」の中間年にあたり、現行計画全体の点検・評価を行うと同時に、現行計画が示す「基本理念」と「めざす人間像」といった基本的な考え方を踏襲しつつ、これまでの状況を踏まえ、今後5年間における本県教育の目指す姿と施策の展開の方向性をあらためて示す「第2期石川県教育振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。

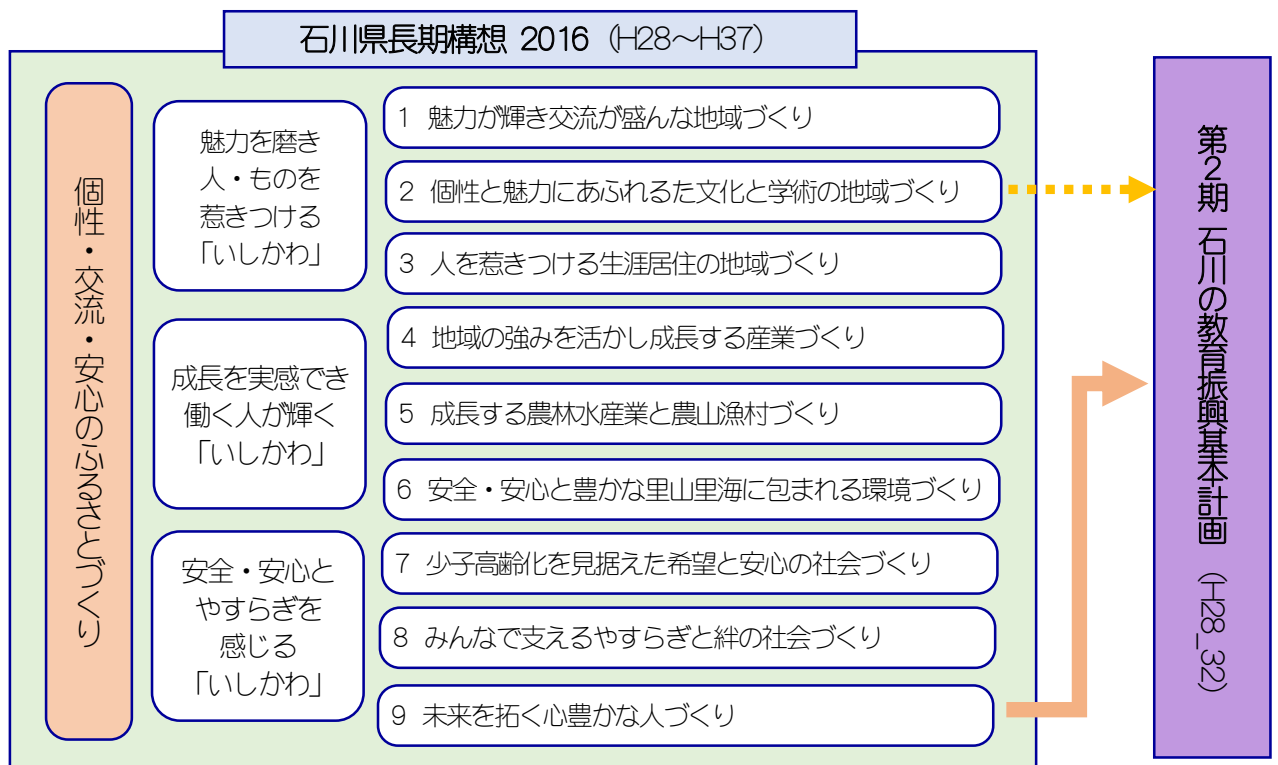
また、「石川県長期構想」に対応する教育に関する分野の総合的な指針として位置づけています。

《教育基本法17条》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

「石川県長期構想2016」と「第2期石川の教育振興基本計画」



3 計画の期間

計画の期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。

第2章 社会の動向と教育をめぐる現状

1 社会の動向と課題

《 地 域 》

■ 人口減少時代の到来と地方創生の推進

少子化に伴う人口減少が進行しており、今後も減少が続くと予測されています。平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同法に基づき国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

総合戦略では、人口の東京一極集中の是正や、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を基本的視点として、国と地方が国民と問題意識を共有しながら、「地方創生」に向けて取り組む必要があるとしており、本県においても、平成27年10月に「いしかわ創生総合戦略」を策定しました。

■ 超高齢社会の到来

高齢化の進行により、本県においては2025年に約3千人の介護職員が不足すると推測されており、介護人材の確保・養成が課題となっています。

一方、2030年時点では65歳以上の高齢者のうち約8割は介護不要で自立的に暮らしているという予測データもあり、元気な高齢者の積極的な社会参加にも取り組む必要があります。

■ 北陸新幹線の開業

平成27年3月14日に、石川県民の長年の悲願である北陸新幹線の金沢開業を迎え、本県を訪れる観光客の数は大きく増加し、ホテル・旅館・飲食店などはもとより、様々な分野で本県の活性化につながっています。こうした交流人口の拡大による経済効果を持続・発展させることはもちろんのこと、今後の金沢以西の延伸開業も見据え、石川の魅力の発信や「おもてなし」の向上など、開業効果の維持・発展に向けてのさらなる取組が求められています。

《 産 業 》

■ 工業化社会から情報化社会への変化が加速

大量生産・大量消費を基軸とした工業化社会から、知識・情報を基盤とする情報化社会へ急速に変化し、英国の研究者は、今後10～20年程度で、約47%の仕事が自動化される可能性が高いとし、米国の研究者は2011年に小学校に入学した子供たちの65%が将来、今は存在していない職業に就くと予想しているなど、これからの激しい社会の変化に対応できる資質・能力が必要となってきます。

■ IoT・ビッグデータ・人工知能時代の到来

あらゆるものがインターネットに接続し、サイバー世界が急速に拡大しています。気付かないところで膨大なデータの蓄積が進み、目に見えないところで国境の存在しない広大なデジタル空間が広がり、経済活動のみならず、個々人の生活にも大きな影響を及ぼし始めています。

■ イノベーション創出に関する国際競争の激化

人々の価値観が多様化し、経済のグローバル化が進む中、科学技術イノベーションに関する国際競争が激化しています。国の「科学技術イノベーション総合戦略 2015」では、地域が持つ強みを活かし、イノベーションの核となる事業や企業を育てることで、地域の力を再生する「地方創生に資する科学技術イノベーションの推進」を掲げています。

《暮らし》

■ 社会全体のICT化の加速

スマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の急速な普及は、私たちのライフスタイル・ワークスタイルに変化をもたらし、情報関連のみならず、様々な分野において新たなサービスの創出などICTを利活用した取組が進んでいます。

■ グローバリゼーションの進展

人・モノ・金・情報などが地球規模で行き交い、経済をはじめ政治や文化などや様々な分野においてグローバル化が急速に進展している中、国籍・性別・年齢・価値観などの違いによる人々の多様性を受容し、国際的な視野をもった人材の確保が必要とされています。

■ 地域のつながりの希薄化

人口の減少、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会での支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されており、子供の規範意識や人間関係を築く力の低下といった教育上の問題の一因にもなっています。

■ 増加する一人暮らし高齢者と子育て家庭の社会的孤立化

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、増加する一人暮らしの高齢者や身近な人から子育てを学ぶ機会が少ない親など、社会的に孤立する人々が顕在化しています。

■ 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うスポーツへの関心の高まり

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、人々のスポーツに対する関心が高まっており、競技スポーツの競技力向上はもとより、年齢や性別、障害の有無を問わず、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うことができる絶好の機会となっています。

また、国際交流の推進のほか、事前合宿誘致や観光PRなどにより、地方の活性化にも期待が高まっています。

■ 防災・安全に対する意識の高揚

東日本大震災をはじめ、近年は、台風や豪雨による河川の氾濫や土砂崩れ、火山噴火などの自然災害が多発し、さらには登下校中の児童生徒の交通事故の発生などを背景に、人々の防災・安全に対する意識が高まっています。

また、自転車による悪質な違反行為が顕著となっている背景を受けて、平成27年6月に改正道路交通法が施行されました。

■ 所得格差の拡大と子供の貧困率の悪化

子供の相対的貧困率は、1990年代半ば頃から上昇傾向にあり、経済的理由により、就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生の割合は、近年、全国では15%台、本県では13%台と高止まりしています。

家庭の経済的理由により修学が困難となり、そのことが就職などにも影響し、生まれ育った家庭と同じように経済的に困窮する「貧困の連鎖」が危惧されています。

■ ワーク・ライフ・バランスへの関心の高まり

個人の価値観やライフスタイルの多様化により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視される時代となっており、出産・育児や介護だけでなく、自己啓発や地域活動など、仕事以外の時間をいかに創造的かつ生産的に過ごすかということが重要視されてきています。

■ 選挙権年齢の引き下げ

公職選挙法等の改正により、選挙権年齢が年齢満18歳以上へ引き下げられ、高校3年生の一部の生徒も選挙に参加することができることとなり、若者の政治に対する意識の高まりが期待されています。

国が作成した主権者教育に関する高校生向けの副教材と教員向け指導資料が全国の高等学校に配布され、授業での積極的な活用が求められています。

2 教育をめぐる現状と課題

《学 力》

■ 学力観の転換

激しく変化を続ける今日、過去に伝授された知識のみで様々な問題に対応することが困難な時代となり、知識の習得だけではなく、主体的に課題を発見し解決に導く力や、多様な人々と協働しつつ学習する態度の育成へ、学力観の転換が求められています。

また、大学入試についても、2020年度に現行のセンター試験が廃止され、新たに思考力・判断力・表現力の評価を中心とする「大学入学希望者学力評価テスト」の導入が予定されています。

■ 幼児教育に対する認識の高まり

米国研究者の調査により、質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得向上や生活保護受給率の低下につながる事が明らかにされ、国による幼児教育の段階的無償化とともに質の向上が求められています。

《子 供》

■ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、通級指導教室で指導を受ける児童生徒が増加しており、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援学校等の専門性の向上が求められています。

また、通常の学級においても、発達障害をはじめ、広い範囲で学習面や行動面、対人関係などに困難さがあるため、特別な教育的支援が必要であると判断された児童生徒も、平成27年度では3.4%在籍しているとの調査結果もあり、適切な指導・支援が必要となっています。

■ いじめ問題の深刻化

いじめ防止対策推進法の施行後も、いじめはなくならないのが現実であり、今なお大きな社会的な問題となっており、引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校の組織的な対応が不可欠となっています。

■ 不登校の児童生徒の増加

本県における不登校の児童・生徒数は近年1,600人前後で推移していますが、全国的に平成25年度から増加傾向にあります。不登校になった児童生徒に対するケアを講じているところですが、「未然防止」に向けた取組がより一層求められています。

■ 子供の生活習慣の乱れ

ライフスタイルの多様化などにより、夜型生活による睡眠時間の不足や朝食の欠食など、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的な生活習慣に乱れが見られ、学習意欲や気力・体力の低下の要因の一つとして指摘されています。

■ 子供の体力の低下

本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と同様に昭和 60 年頃から低下傾向を示していましたが、学校等での様々な体力向上の取組により、近年は回復傾向を示しています。文部科学省の「体力・運動能力調査」における全国との比較においても、良好な結果を示しています。

■ 子供の体験活動の減少

都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、子供たちの成長に必要な遊びや体験の場や「本物」に触れる機会が少なくなりつつあり、また、周りの大人がリスクを恐れて過保護となり、必要な体験活動を奪っているとの指摘もされています。

《 学校・教員 》

■ 教員の急激な世代交代

教員の大量退職・大量採用が続き、今後 10 年間で教員の約半数が入れ替わるという急激な世代交代が進むことから、即戦力となる優秀な教員の確保をはじめ、ベテランの指導力の継承と教員の専門性の向上が喫緊の課題となっています。

■ 学校現場における課題の複雑化・多様化

いじめ・不登校等の増加、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応、保護者や地域との関係づくりなど、教員個々の力量や経験だけでは対応しきれない事案が増加していることから、学校内の各組織が分業・協働し、組織的に対応していくことがこれまで以上に求められています。

■ 運動部活動における専門的な指導者の不足

豊富な経験と専門的な知識や技能を持って運動部活動を指導していた多くの教員が定年退職を迎えていることから、運動部活動における専門的な指導力の低下が懸念されています。

■ 体罰の社会問題化

部活動顧問の教員による体罰を苦に高校生が自殺した事件をきっかけに教員の体罰が社会問題化し、国の調査において、平成 24 年（2012 年）以降、体罰により懲戒処分を受けた教員が急増しました。しかしながら、現状では依然として体罰が続いており、体罰防止の徹底が急務となっています。

第3章 石川県がめざす教育の姿

1 基本理念

未来を拓く 心豊かな人づくり

(教育行政の継続性・一貫性を鑑み、現行基本計画の「基本理念」を踏襲)

2 めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

(現行基本計画の「めざす人間像」を踏襲)

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の8つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

ふるさと石川の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持って、石川の魅力を広く伝えることができる力を養うとともに、地元の企業や大学等と連携した取組を通して、独創性を持って新たな価値を創造する力やチャレンジ精神、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付け、ものづくりや観光など地域産業をはじめとする社会の様々な分野を牽引し、地域の活性化に貢献できる人材を育成します。

基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

基礎的・基本的な知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し、主体的に解決する力を含めた確かな学力を身に付けさせるとともに、ICTの活用など時代の進展に対応する教育を推進します。

また、キャリア教育や幼児教育、特別支援教育の充実を図り、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育みます。

基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断といった規範意識を養うため、道徳教育を充実するとともに、いじめや不登校など、子供たちの問題行動に対し、学校全体で解決に取り組む体制づくりを促進します。

また、体験活動、文化・芸術活動を通しての豊かな情操の育成と体力づくりや健康づくりを推進するとともに、子供たちの安全・安心の確保に取り組み、心身ともに健全な子供たちの育成を図ります。

基本目標4 信頼される質の高い学校づくりを推進します

教員の大量退職・大量採用による急激な世代交代を踏まえ、即戦力となる優秀な人材の確保と教員の指導力や専門性の向上を図るとともに、学校が抱える教育課題が複雑化・困難化する中、学校の組織的な課題対応力の強化を図ります。

また、多様な学習形態に対応できる教育環境の整備や、学校の特色を活かした取組を通して、子供たちや保護者に信頼され、質の高い教育を提供できる学校づくりを推進します。

基本目標5 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

県内全ての高等教育機関・自治体や経済界などの連合体である大学コンソーシアム石川の活動を支援し、「学都石川」として県内全ての高等教育機関の魅力づくりと発信を推進します。

また、地域の活性化に向けて、高等教育機関と地域が一体となった取組を推進するとともに、地域の課題解決に主体的に向き合うことができる人材や、グローバルな感覚を持ち、国際的に活躍することができる次世代の石川の担い手を育成します。

基本目標6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育相談体制の充実や、学校と地域の住民・団体などが連携して家庭教育を支援する体制づくりを進めるとともに、地域の人材による学習活動や体験活動などを通じて、学校と地域住民との交流を深め、地域の教育力の向上を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協力した社会全体での教育力向上に向けた取組を推進します。

基本目標7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

県民一人ひとりが、様々な機会を通じて学びを深め、その成果を社会で生かし、自己充実感を持って幸福に生きていくことができる社会の実現に向け、学び手の多様なニーズや時代の変化に対応した学習機会や情報を提供するとともに、県立図書館の建て替えをはじめ、生涯学習関連施設の機能の強化・充実を図ります。

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

県民の誰もが生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができるよう地域のスポーツ活動の支援やイベント等を充実するとともにスポーツ施設の充実など環境整備に努めます。

また、国際大会等で活躍できるアスリートの育成や専門的な指導者の養成等により競技力の向上を図るほか、事前合宿誘致など東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた取組を推進します。

4 計画の体系



3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します

- 方針3-1 心の教育・道徳教育の充実
- 方針3-2 人権教育の推進
- 方針3-3 いじめ・不登校等への取組の充実
- 方針3-4 体験活動の充実
- 方針3-5 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成
- 方針3-6 児童生徒の体力・運動能力の向上
- 方針3-7 学校保健の充実・食育の推進
- 方針3-8 防災教育・安全教育の推進

4 信頼される質の高い学校づくりを推進します

- 方針4-1 教員の資質・能力の向上
- 方針4-2 学校の組織的な対応力の向上
- 方針4-3 優秀な教員志望者の確保と養成
- 方針4-4 教育環境の整備・充実
- 方針4-5 多様なニーズに応える学校づくりの推進
- 方針4-6 建学の精神を尊重した私学の振興

5 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

- 方針5-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実
- 方針5-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進
- 方針5-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進

6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

- 方針6-1 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり
- 方針6-2 家庭の教育力の向上
- 方針6-3 地域の教育力の向上

7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

- 方針7-1 生涯にわたる学習の推進
- 方針7-2 社会教育の奨励・振興
- 方針7-3 生涯学習活動を支える環境の整備・充実

8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

- 方針8-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興
- 方針8-2 競技スポーツの振興
- 方針8-3 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組の充実
- 方針8-4 スポーツ活動を支える環境の整備・充実

第4章 施策の方針と主な取組

基本目標1

いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

方針1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成

- ふるさと石川に関する教材の活用推進
- 石川の文化や風土、産業などを生かしたふるさと教育の推進
- 地域と連携したふるさと体験学習の推進
- 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実【後掲】

方針1-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成

- 地域社会の一員として主体的に参画する態度の育成
- 地域に活力を与える企画力を備えた人材の育成
- 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成
- 県内先進企業等と連携したキャリア教育の推進
- 時代のニーズに応じた職業教育の充実【後掲】

方針1-3 イノベーションを担う人材の育成

- 児童生徒の科学への関心を高める取組の推進
- 科学的スキルの獲得に向けた取組の推進
- 新たな価値を創造するクリエイティブな力の育成
- 情報活用能力の育成【後掲】
- 大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得【後掲】

方針1-4 グローバル人材の育成

- 幅広い教養や国際的な視野の獲得
- 実践的な英語コミュニケーション能力の育成
- 小・中・高等学校における英語教育の充実
- 教員の英語力と指導力の向上
- 留学生や海外の学校との交流活動の推進
- 海外留学の促進
- 大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成【後掲】

方針1-5 地元の企業や大学と連携した人材の育成

- 大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得
- 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成【再掲】

基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、

世界と地域に貢献する人材を育成します

施策の方針 1-1

ふるさとと石川に対する誇りと愛着の醸成

現状と課題

- 本県ではこれまでに、「ふるさと」である石川県に関する教材を独自に作成し、学校の授業において効果的に活用するなど、ふるさと教育の充実を図ってきました。また、生涯学習センターにおいては、「ふるさとモット学び塾」を開講し、県民一人ひとりに、ふるさと石川の魅力を深く学ぶ機会を提供してきました。
- 本格的な人口減少時代の到来による地方創生に向けた動きが進む中、地域の活性化を実現するためには、地域の人々が、郷土に対する誇りと愛着を礎に、地域の発展に貢献する態度を育むことが大切です。
- このため、いしかわの自然、歴史、伝統文化、産業に関する学びを通して、ふるさとの素晴らしさを理解し、ふるさとを愛する心や誇りに思う心を育む教育の推進が求められています。

主な取組

◆ ふるさと石川に関する教材の活用推進

郷土に対する愛着と誇りを持ち、将来、主体的に地域の活性化に貢献できる人材を育てるため、各学校において、いしかわ版道徳教材「ふるさとがはぐくむ 道徳いしかわ」や映像資料集、石川版教科書「ふるさと石川」を授業で活用し、ふるさと教育を推進します。

◆ 石川の文化や風土、産業などを活かしたふるさと教育の推進

- ・ 地域の偉人や文化などについて、子供たちが主体的に学ぶ活動を、学校の教育活動の様々な場面で積極的に取り入れます。
- ・ 風土や文化、産業、歴史など、地域に関する豊富な経験や知識を持つ地域の人々の協力を得ながら、本県固有の教育資源を活かしたふるさと教育を推進します。

◆ 地域と連携したふるさと体験学習の推進

- ・ 幅広い年齢の方々が、本県の文化や歴史、自然等について知識を深めることができるよう、生涯学習センターにおいて「ふるさとモット学び塾」を開講し、現地に赴き直接体験する訪問型講座を実施するなど、ふるさと体験学習の充実を図ります。

- ・ 子供たちが、自分の居住地とは異なる地域の特色ある行事や体験活動への参加を通して、ふるさと石川に対する理解を一層深めることができるよう、生活環境が異なる2つの公民館による子供たちの相互交流事業を支援します。

◆ **子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実【後掲】**

(施策の方針3-5「文化・芸術活動を活かした豊かな感性の育成」に記載)

現状と課題

- 本県では、実社会で求められる企画力やチャレンジ精神を養う「未来の職業人プロジェクト」や、地域の課題を学び、その解決に向けて主体的に活動する「地域をフィールドとした社会学習」などにより、社会に貢献するために必要な資質・能力の育成に取り組んできました。
- 人口減少が進行する中、人口減少の克服と地方創生が、国・地方を通じた大変重要な課題となっており、本県においても、平成27年10月に「いしかわ創生総合戦略」を策定し、北陸新幹線の金沢開業、ものづくり産業や高等教育機関の集積、充実した子育て環境などの本県の強みを最大限に活かして、社会減対策と自然減対策の両面に取り組むこととしています。
- 地方創生の観点からも、地域社会を支える人づくりは、ますます重要となっており、地域社会の一員として主体的に参加する態度や、地域に活力を与える企画力を備えた、地域の活性化に貢献できる人材の育成が求められています。
- また、社会が急速に変化する中、企業は新しい人材に即戦力を求めており、高校生が卒業後に社会で求められる役割が変化しています。このため、社会というリアルな場面で探究し企画する活動や、地域社会に参画する活動など、生徒が主体的に学び取っていく学習を学校全体で組織的に実現する必要があります。

主な取組

◆ 地域社会の一員として主体的に参画する態度の育成

石川の産業・文化・自然を学ぶ授業や、「おもてなし」の精神を学ぶ授業、地域をフィールドとした社会学習などを、広く地域の方々や地元企業などの協力を得ながら推し進め、地域と関わることで、社会の一員として主体的に参画し貢献する意識や態度を養います。

◆ 地域に活力を与える企画力を備えた人材の育成

教科の専門性を高めるロボット製作や商品開発など生徒主体で取り組む「未来の職業人プロジェクト」など、職業に関する先進的な教育活動を通じて、企画力やチャレンジ精神を持ち、地域社会の活性化に主体的に寄与することのできる人材の育成を図ります。

◆ 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成

普通高校における県内先進企業訪問や研究者の講演、専門高校等における地元企業等と連携した商品開発や地域資源の活用など先進的な教育活動、幅広い産業分野で企業等と連携した長期企業実習の実施など、地元企業と連携した取組を通して、産業界が求める「自らの考えや判断で直面する業務をより良く改善する力」を育成します。

◆ 県内の先進企業等と連携したキャリア教育の推進

県内の先進企業等の優れた研究に触れ、県内企業の魅力を自ら調べる「ふるさとに学ぶクリエイティブ人材育成事業」などを実施し、地元企業の協力のもと、地域に誇りを持ち、地域を大切にす
る人材を育成するとともに、大学等を卒業後、県内就職を積極的に考える人材の育成を図ります。

◆ 時代のニーズに応じた職業教育の充実【後掲】

(施策の方針2-4「キャリア教育・職業教育の充実」に記載)

現状と課題

- 産業界で必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が急速に発展しています。このような状況にあっては、既存の見方や考え方にこだわらず独創性を持って新たな価値を創出する力や、自ら進んで科学的に課題へ取り組む姿勢を備えた人材の育成が求められています。
- 本県ではこれまで、将来の我が国を牽引する優れた才能や個性を有する生徒を支えるため、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）やいしかわニュースーパーハイスクール（NSH）などを指定し、先進的な教育を受ける機会を提供するとともに、「石川県中学生サイエンスチャレンジ」や、「いしかわ高校科学グランプリ」などを通して、科学の面白さや奥深さに触れる体験活動を実施してきました。
- 一方、全国学力・学習状況調査によると、「理科の勉強が好きだ」という生徒の割合は、中学生になると低下する傾向が見られ、高校生においても、科学オリンピック等へ参加する生徒は、限られた一部の生徒に留まっているなど、優れた素質を持つ子供たちの更なる能力伸長や、科学好きの子供たちの裾野拡大の面などについて、依然として課題があります。
- 2022年までに、国際物理オリンピックなど5分野の国際科学オリンピックが、日本で開催される予定であり、これまで以上に、生徒の参加を促すとともに、知的好奇心・探究心に応じた学習機会を提供することが大切です。

主な取組

- ◆ **児童生徒の科学への関心を高める取組の推進**
 - ・ 中学生が互いに協力しながら科学の原理や法則を用いたものづくりに挑戦し、科学的な思考力や論理的な表現力を競い合う「石川県中学生サイエンスチャレンジ」などを実施し、科学に対する興味・関心をより一層高めます。
 - ・ 県内の科学好きの高校生が一堂に会する「いしかわ高校科学グランプリ」を開催し、生徒の競い合う場を設けることで、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層の応用力や実践力を伸ばし、科学教育のレベルアップを図ります。
- ◆ **科学的スキルの獲得に向けた取組の推進**
 - ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）等で先進的な教育を推進するとともに、グローバルサイエンスキャンパスなどを通じて、優れた才能や個性を有する生徒に対してハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供します。

- 大学や研究機関、企業等と連携し、最先端の科学実験や大学の研究者による講義などを通じて、最先端の科学分野で活躍しようとする意欲を喚起し、将来、科学技術系分野を牽引することができる人材を育成します。
- 国際物理オリンピックなど、国際科学技術コンテストへの参加を推進するとともに、コンテストに向けた全県的なセミナーや合宿を実施することで、学校の垣根を越えて生徒同士が切磋琢磨できる環境を整備します。

◆ **新たな価値を創造するクリエイティブな力の育成**

社会の変化や産業の動向等に対応するため、先進的な事業や傑出した研究に触れることなどを通じて、今日的な課題に対する議論や新たな提案（里山里海、伝統工芸、食文化など）を自ら進んで行うクリエイティブな力を持った人材の育成を図ります。

◆ **情報活用能力の育成【後掲】**

（施策の方針2－3「社会で必要とされる資質・能力の育成」に記載）

◆ **大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得【後掲】**

（施策の方針1－5「地元の大学や企業と連携した人材の育成」に記載）

現状と課題

- グローバル化が加速する中であって、国際共通語である英語力の向上は極めて重要であり、英語の基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成が不可欠となっています。
- また、ふるさとへの深い理解や愛着はもとより、日本の歴史と文化に対する深い教養を前提に、個人や社会の多様性を尊重しつつ、新しい価値を創造し、他者と協働する能力も必要とされていることから、英語によるコミュニケーション能力はもとより、文化の異なる人々の多様性を受容し、幅広い教養や視野を身に付けたグローバル人材の育成が求められています。
- これまで、多様な文化に対する理解や国際交流を推進するとともに、実践的な外国語教育の充実に努めてきましたが、海外留学する生徒の数は年間数名程度と少なく、また生徒の英語力においても、依然として「聞く」「話す」を中心に課題がある状況です。
- 英語教育において、「読む」「書く」に加え、「聞く」「話す」も含めた4つの技能をバランスよく育成するためには、英語学習の初期段階から一貫した指導が必要であり、小学校段階における英語教育の早期化・教科化も踏まえ、小・中・高等学校の各段階を通じた英語教育の充実により、児童生徒の英語力の向上が課題となっています。

主な取組

- ◆ **幅広い教養や国際的な視野の獲得**
 - スーパーグローバルハイスクール（SGH）等において、グローバル・リーダー育成に資する教育を実施し、生徒の社会課題に対する高い関心、深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的な素養を身に付けた人材を育成します。
- ◆ **実践的な英語コミュニケーション能力の育成**
 - ・ 職業学科を設置する学校を中心に職業英会話力を育成するため、各専門分野の作業の中に、英語によるコミュニケーションを必要とする場面を設定し、リアルな状況の下で実践的な英語力を育みます。
 - ・ 多国籍な環境で仕事を経験し、より実践的な英語力を身に付けるため、専門高校生が県内企業の海外工場などで実習体験を行う、海外インターンシップの実施を検討します。

◆ **小・中・高等学校における英語教育の充実**

- ・ 小学校では、中学年で「聞く」「話す」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めるとともに、高学年から発達の段階に応じて「読む」「書く」も含めた4つの技能を総合的・系統的に扱う教科学習の充実に取り組みます。
- ・ 中学校では、授業を英語で行うことを基本とし、発達の段階に応じた、より具体的で身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養う指導に努めます。
- ・ 高等学校では、英語で授業を行うことを基本とするとともに、幅広い話題について、生徒の英語力等の状況に応じた発表、討論・議論、交渉等を行う言語活動の高度化を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりできるコミュニケーション能力を養います。

◆ **教員の英語力と指導力の向上**

大学や外部専門機関と連携した研修において、外国人講師による実践的な演習などを実施し、中学・高校において、英語による授業を推進するための教員の英語力と、4つの技能をバランスよく育成するための指導力の向上を図ります。

◆ **留学生や海外の学校との交流活動の推進**

- ・ 留学生や海外の学校との交流や海外研修などを通じて、異文化と直接触れ合い、意見を交換する機会を設けます。
- ・ 海外高校との学術的な交流を行い、単なる文化交流ではなく、教科・専門の学習につながる内容での交流を推進します。

◆ **海外留学の推進**

文部科学省の「トビタテ！留学JAPAN」日本代表プログラム高校生コースを活用した長期・短期留学プログラムを各学校に周知徹底するなど、海外留学を希望する高校生の海外留学の促進を図ります。

◆ **大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成 【後掲】**

(施策の方針5-1「高等教育機関の「学び」の環境の充実」に記載)

現状と課題

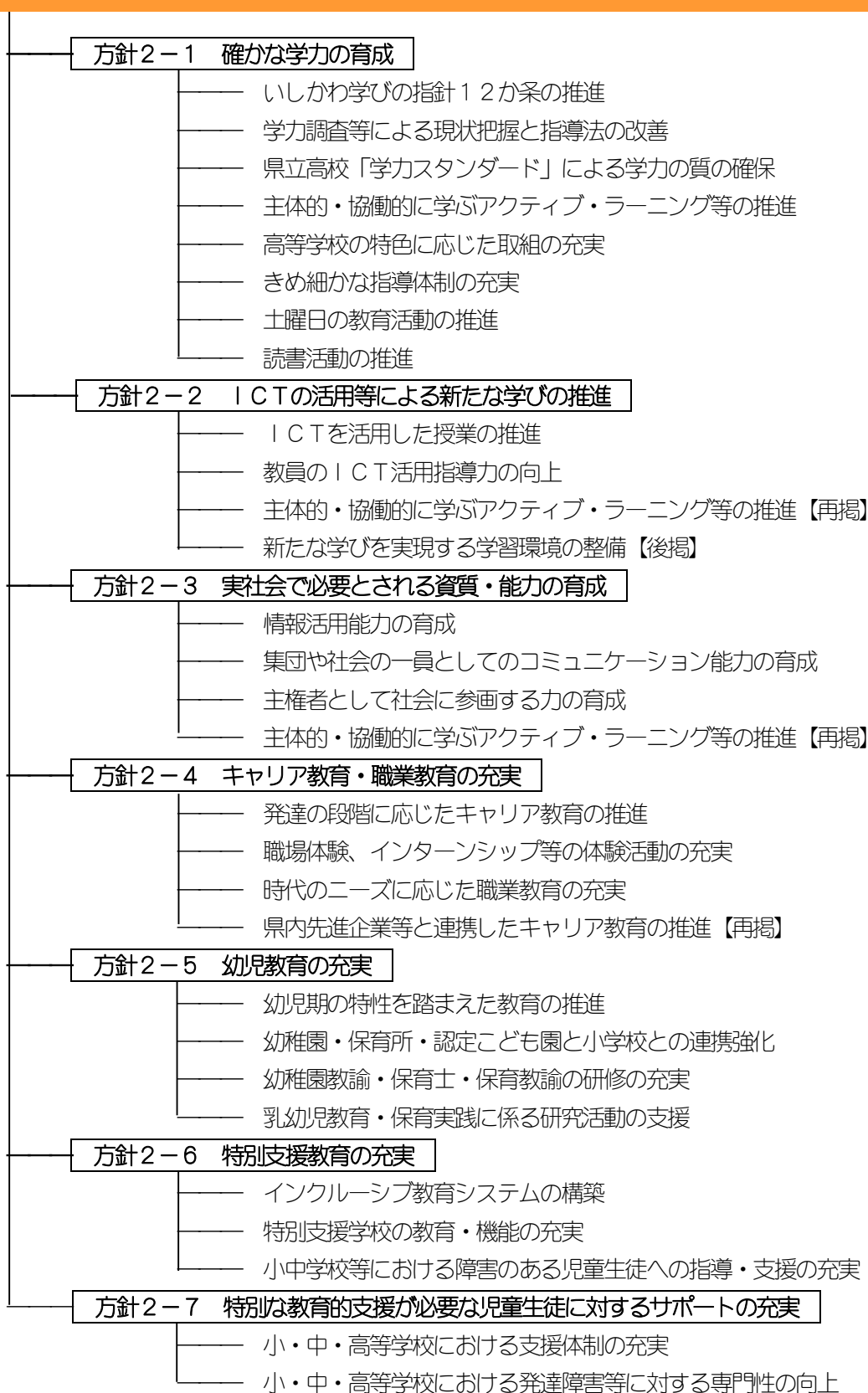
- 本県には、高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業が70社程度存在しており、全国的にみてもニッチトップ企業が集積しています。
また、大学等の高等教育機関の数も多く、人口あたりの高等教育機関数は全国2位、学生数は全国3位となっています。
- このような、モノづくり産業や高等教育機関の集積などの「石川の強み」を最大限に活かし、地元の企業や大学と連携し、地域の活性化に貢献できる人材やイノベーションを担う人材の育成に取り組む必要があります。

主な取組

- ◆ **大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得**
 - ・ 国の指定を受け取り組んでいるスーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパープロフェッショナルハイスクール（SPH）において、県内外の高等教育機関やグローバル企業とも連携し、大学の教授による講演会やICTを活用した遠隔授業、生徒が大学や企業などに出向いての講義や実習など、最先端の知識や研究に直接触れることができるような教育活動を展開します。
 - ・ 大学や研究機関、企業等と連携し、最先端の科学実験や大学の研究者による講義などを通じて、最先端の科学分野で活躍しようとする意欲を喚起し、将来、科学技術系分野を牽引することができる人材を育成します。
- ◆ **地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成【再掲】**
(施策の方針1-2「地域の活性化に貢献できる人材の育成」に記載)

基本目標 2

学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します



基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

施策の方針 2-1

確かな学力の育成

現状と課題

- 本県では、平成23年に学力向上に向けた中長期的指針である「いしかわ学びの指針12か条」を策定するとともに、授業実践の参考となる具体的な指導法や指導事例、評価問題等を示した「学力向上プログラム」を作成するなど、小中学生の確かな学力の育成に取り組んできました。
- その結果、小中学生の学力は、全国学力・学習状況調査において、基礎的・基本的な知識・技能は概ね良好であり、活用に関する力も近年伸びが見られるなど、全国上位の平均正答率を維持しています。しかしながら、学校間・地域間、年度間で児童生徒の学力の定着状況にばらつきが見られるため、学校や市町において、学力向上対策を組織的に推進できる体制づくりが必要です。
- 高等学校においては、平成27年3月に策定した「高等学校『学びの力』向上アクションプラン」に基づき、各学校において、生徒の目指すべき学力に応じて指導計画書（学力スタンダード）を策定し、生徒、教員の共通理解のもと、生徒の学習意欲の喚起と、教員の組織的な学習指導に取り組むこととしています。
- また、子供たちに、知識・技能はもとより、自ら課題を見つけ主体的に判断し、多様な人々と協働しながらその解決に向けて粘り強く取り組むことができる資質・能力を身に付けさせることが重要です。このため、課題の発見と解決に向けて主体的・協動的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点から学習・指導方法を充実させるとともに、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」に関する学習評価の在り方やその評価方法を改善・充実させる必要があります。
- 学校週5日制が完全実施されて10年余りが経過し、習い事や地域行事に参加するなど、有意義な土曜日を過ごす子供が存在する一方、必ずしも有意義に過ごしていない子供も存在するとの指摘もあります。このため、学校、家庭、地域が連携し、学校や地域において多様な学習を実施するなど、子供たちの土曜日の教育活動の充実が求められています。
- 読書は、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な役割を果たしています。このため、学校図書館ボランティアの積極的な活用や、学校図書館を活用した指導の充実などにより、引き続き、読書活動を推進する必要があります。

主な取組

◆ いしかわ学びの指針12か条の推進

小中学校において「いしかわ学びの指針12か条」を推進し、児童生徒の学力向上に努めます。

- ① 「活用力を高める授業づくり」については、これまでの学習の在り方を問い直し、アクティブ・ラーニングやICTの効果的活用等を更に進めるなど、より深い学びのプロセスの構築を図ります。
- ② 「学力・学習を支える基盤づくり」については、適切に聞く・話す指導や学び合い活動等を充実させ、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力を育成します。また、家庭や地域との情報共有・連携を一層進め、学習習慣の更なる定着と質的な充実を図ります。
- ③ 「指導改善を進める体制づくり」については、学校研究や授業研究の活性化を通して、指導方法の工夫・改善とともに教科等の専門性を高める研修体制を整え、目標を共有した組織的・持続的な推進体制の確立を進めます。

◆ 学力調査等による現状把握と指導法の改善

- ・ 国や県が実施する学力や学習状況に関する調査の結果分析を生かし、学力の三要素とともに、今後求められる資質・能力を育む授業の工夫・改善や教育課程の編成・実施を図ります。
- ・ 金沢大学との連携により、児童生徒の学力の現状を的確に把握・分析し、目標達成に向けたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ・ 学力調査を生かした学力向上PDCAサイクルを確立するとともに、教科横断的に教育課程の工夫・改善を図るなど、「目標の共有」「分業（効率化）」「継続」を視点とし、学校の組織及び運営を見直す指導体制の確立を図ります。

◆ 県立高校「学力スタンダード」による学力の質の確保

目指す生徒像の実現に向けた授業づくりの行動指針を、各県立高等学校で学習指導方針（スクールポリシー）として策定し、その方針を基に、学校の軸となる科目について指導計画書（学力スタンダード）を作成します。学力スタンダードにより、学習指導要領の内容項目ごとの到達目標、指導の手立て、教科で育む資質・能力を共有化し、生徒一人ひとりの学力の質の確保と向上を図ります。

◆ 主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング等の推進

- ・ 次期学習指導要領への円滑な接続を視野に、児童生徒の「実践力」や「主体的に学ぶ意欲」などの問題解決に必要な資質・能力を高めるために、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業、ICTを積極的・効果的に活用した授業等の工夫改善に取り組みます。
- ・ 教員が協働的・探究的な授業を実践できるよう、専門家による研修を受けながらアクティブ・ラーニング等を取り入れた指導スキルを高め、ディスカッションやグループ活動など生徒が主体的に学ぶ学習活動を織り交ぜた授業を展開し、生徒の論理的思考力や批判的思考力など汎用的な資質・能力を育成します。

- ・ 生徒自身にも目標への到達度を気付かせるためのルーブリックなど多様な評価方法や、生徒の思考力等を適切に評価するため評価問題を研究し、生徒の学習到達度を把握することに努めます。

◆ 高等学校の特色に応じた取組の充実

- ・ 生徒や保護者、地域のニーズに応えられる学校となるよう、それぞれの学校の規模や学科、所在地等の特徴に応じた学校づくりをより一層充実させていきます。
- ・ 幅広い教育ニーズへの対応を求められる小規模の高等学校においては、教員の授業力を一層高め、生徒の意欲を引き出し、進路実現を図るために、地域との連携や学校間の連携を強化し、地元で愛され、必要とされる学校づくりを目指すとともに、地域を支える人材の育成を図ります。

◆ きめ細かな指導体制の充実

- ・ 児童生徒に対してきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」の充実に努めます。
- ・ 学習指導や生徒指導など学校が抱える課題に対して、退職教員や専門性を有する地域人材を非常勤講師として学校に配置し、学校の教育力の維持向上を図ります。

◆ 土曜日の教育活動の推進

- ・ 外部人材等を活用しながら、個人の到達度や意欲に沿った補充的な学習や発展的な学習を実施し、児童生徒の学びを保障する取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携協力し、子供たちの土曜日における教育活動の充実を図ります。
- ・ フィールドワーク等、学校内では実施できないような社会と関わる学習や、資格取得に向けて専門家を招いた指導など、土曜ならではのメリットを生かした学びを推進します。

◆ 読書活動の推進

- ・ 小中学校においては、児童生徒が読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう、毎月23日の「いしかわ学校読書の日」を中心に、学校図書館ボランティアを活用した読み聞かせやブックトーク、児童生徒が相互に図書を紹介する取組など、多様な読書活動を推進するとともに、家庭との連携を図りながら、発達の段階に応じた読書活動を推進します。
- ・ 高校においては、学校図書館と公立図書館・ボランティア・PTA等とが連携することにより、生徒が図書に触れ、学習における活用が積極的に行われるよう環境整備を推進します。
- ・ 県立図書館では、学校図書館支援サービスとして、図書のセット貸出の導入をはじめ、レファレンスへの回答、情報提供などを通して、児童生徒の読書活動を支援します。

現状と課題

- 確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実や、グループ活動、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新が求められています。
- 特に、ICTを効果的に活用することにより、児童生徒の学習に対する関心・意欲を高め、思考や理解を深める効果が期待されるとともに、個々の能力や特性に応じた学習や、課題解決に向けた主体的・協働的・探究的な学習が可能となります。また、遠距離にある学校や企業等を結び、教室の枠を越えて、児童生徒に質の高い教育を提供することも可能となることから、ICTを積極的に活用した学びの推進が求められています。
- 平成27年3月に国が行った実態調査では、「授業中にICTを活用して指導する能力」のある教員の割合は本県74.3%（全国71.4%）、「児童生徒のICT活用を指導する能力」のある教員の割合は本県66.3%（全国65.2%）となっており、本県教員のICT活用指導力向上のための取組を推進していく必要があります。

主な取組

- ◆ ICTを活用した授業の推進
 - ・ 学習内容への関心を高めたり、学習内容をわかりやすく提示したりするため、コンピュータやタブレット端末、プロジェクタ、電子黒板などのICT機器を効果的に活用した指導方法の工夫・改善に取り組みます。
 - ・ ICTの活用により実現が容易となる「思考の可視化」、「瞬時の共有化」、「試行の繰り返し」という特長が生きてくる学習場面を適切に判断し、教育の質を向上させます。
 - ・ デジタル教科書などのデジタルコンテンツを効果的に活用した授業を実施し、個に応じた学びを実現します。
 - ・ タブレット端末などを活用し、教師だけでなく児童生徒も授業中にICTを活用する場面を設け、生徒が調べたことを記録したり、発表や報告をしたりするなど、双方向型の探究的・協働的な活動の充実を図ります。
 - ・ 地理的な環境に左右されず教育の質を確保する観点から、ICTを活用した遠隔授業について、同時双方向型、オンデマンド型の両面で可能性を探ります。

◆ **教員のICT活用指導力の向上**

教員が、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を有効、適切に活用するためには、操作に習熟するだけでなく、情報手段や機器の特性を理解し、指導の効果を高める方法についても習得する必要があることから、教員のニーズに応じた研修機会の提供に努めます。

◆ **主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング等の推進【再掲】**

(施策の方針2-1「確かな学力の育成」に記載)

◆ **新たな学びを実現する学習環境の整備【後掲】**

(施策の方針4-4「教育環境の整備・充実」に記載)

現状と課題

- 社会の情報化が急速に進展していく中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し適切に活用していくための基礎的な資質「情報活用能力」を身に付け、情報社会の進展に主体的に対応していくことがますます重要になっており、学校においても、情報化への対応が強く求められています。
- また、国は、初等中等教育段階からのプログラミング教育を推進しており、プログラミングの学習の中で行われる問題解決の過程において評価し改善する活動を通して、論理的な思考力や問題解決能力などの育成を目指しています。
- 子供たちは気の合う限られた集団の中でのみコミュニケーションをとる傾向が見られ、また、コミュニケーションをとっているつもりが、実際は自分の思いを一方的に伝えているに過ぎない場合が多いことなどが指摘されています。
- 県内企業において、若手社員の早期離職理由として、「上司や同僚との人間関係」が最も多く挙げられており、「上司・部下間でのコミュニケーションの推進」が課題であるとする企業が最も多くなっています。こうしたことから、学校においても、様々な機会を捉えてコミュニケーション能力を育成する必要があります。
- 平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを契機に、高等学校等において、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められています。生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう、主権者として社会に参画する力の育成が必要とされています。

主な取組

- ◆ **情報活用能力の育成**
 - ・ 小学校では、文字入力などの基本的な操作及び情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実します。
 - ・ 中学校では、小学校の学習を通じて習得したことを基盤として、各教科においてコンピュータ等の情報手段を主体的に活用できるようにするための学習活動を充実します。
 - ・ 高等学校では、教科「情報」を中心に、情報を収集・選択する力、情報を整理する力、情報社会を構築する情報技術への理解、よりよい情報社会を構築しようとする態度等を培う学習活動を充実します。
 - ・ 情報セキュリティ、ネット依存対策をはじめとする情報モラルなどに関する指導内容や学習活動の充実を図ります。また、プログラミング技能を必要としない状況であってもプログラマーの発想

を利用して問題解決にあたるなど、幅広い情報活用シーンをイメージした指導の充実を図ります。

◆ **集団や社会の一員としてのコミュニケーション能力の育成**

- ・ コミュニケーション能力の育成のために、自分とは異なる他者を認識し理解する活動や、対話やディスカッションなどの言語活動の充実を図ります。
- ・ 他者と協働しながら主体的に課題を解決することができるよう、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の一層の向上を図ります。

◆ **主権者として社会に参画する力の育成**

- ・ 国が作成した副教材を活用し、公民の授業、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて、政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解させるとともに、各教科も含め、話し合いや討論を取り入れた学習を進め、現実社会の諸課題を見出し協働的に追究し解決する力や、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育みます。
- ・ 生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるよう、公民等の授業において現実の具体的な政治的事象を題材として取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を取り入れます。

◆ **主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング等の推進【再掲】**

(施策の方針 2-1 「確かな学力の育成」に記載)

現状と課題

- 近年、若年層の離職率は高い状態が続いており、若年無業者やフリーターについても横ばいで推移していることから、主体的に進路を選択できる能力を高め、望ましい勤労観や職業観を育むことができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育が求められています。
- 児童生徒が学校での学びと実社会との結び付きを意識し、主体的にこれからの人生をより具体的に考えることができるよう教育活動を充実させていくことが重要です。
- 本県ではこれまで、日々の授業の中でキャリア教育を推進するとともに、職場体験や就業体験（インターンシップ）などを通して、望ましい勤労観・職業観を育んできました。
また、専門高等学校等では、資格・検定試験の積極的な取得や長期企業実習（デュアルシステム）の実施などを通して、実践的な産業教育を行ってきました。
- 産業界では、生産工程の高度化への対応、技能レベルでの国際競争力の維持・強化、多能工の育成等が課題となっており、ものづくり人材の育成に向け、地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動を積極的に取り入れることが求められています。
- 本県においては、2025年に約3千人の介護職員が不足すると推測されており、介護・福祉人材の育成が課題となっています。

主な取組

- ◆ **発達の段階に応じたキャリア教育の推進**
 - ・ 自分の将来に必要な能力や資質を身に付けることができるよう、各学校において、学校と家庭・地域・産業界等との連携のもと、発達の段階に応じた体系的なキャリア教育を計画的・組織的に実施し、子供たち一人ひとりの社会的・職業的自立を図ります。
 - ・ 高校生が、日本が誇るものづくり産業の魅力を知るとともに、企業経営者の情熱や生き方、グローバルなもの見方に触れ、将来の夢の実現に向けた意欲を高める機会となるよう、県内に拠点を有し世界的規模で活躍する企業のトップの講演会を開催します。
 - ・ 職業学科の専門科目では、「学力スタンダード」を基に、各専門分野の職業に必要な能力と、その習得に必要な学習内容・学習方法を明確にして授業を実施します。
- ◆ **職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実**
 - ・ 小中学校においては、地域における職場見学や職場体験等の体験活動を充実することにより、自分の将来を意識させるとともに、望ましい勤労観や職業観を育みます。

◆ 時代のニーズに応じた職業教育の充実

- ・ 職業に関する専門学科及び総合学科が地元企業等と連携協力して、石川の食、ものづくり、くらし・経済を支える将来の専門的職業人となりうる人材を育成するとともに、新規高卒者の専門分野への就職促進や、早期離職防止に向けた意識の醸成を図ります。
- ・ 本県で研究開発に取り組む炭素繊維や医療機器等の分野、3DプリンタやiPS細胞などの革新的な新技術などに対応できるよう、企業や高等教育機関等と連携して先進的な装置を活用した実習授業を導入するなど、発展の著しい産業技術へ挑戦する人材の育成に努めます。
- ・ 介護・福祉の仕事のやりがいや大切さについて、小中高校生の理解を深めるため、介護・福祉施設職員による学校訪問や、児童生徒の職場体験などに積極的に取り組みます。

◆ 県内先進企業等と連携したキャリア教育の推進【再掲】

(施策の方針1-2「地域の活性化に貢献できる人材の育成」に記載)

現状と課題

- 幼児期の教育は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して、幼児教育の充実を図る必要があります。
- アメリカの経済学者の研究によると、幼児期における教育は、その後の人生に大きな影響を与えるものであり、また、学力検査によって測定される「認知能力」だけでなく、忍耐力、やる気、協調性といった「非認知能力」を高めることが重要であるとしています。
- 平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」が施行され、本県においては、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行する施設が増え、就学前の子供のための施設の構成が大きく変わりつつあります。幼稚園・保育所・認定こども園には、子育て支援の拠点として、質の高い教育・保育の提供が求められています。
- 小学校入学の前後で生活や学習などの環境が大きく変化する中、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携のもと、幼児が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラムの編成などが求められています。

主な取組

- ◆ **幼児期の特性を踏まえた教育の推進**
 - ・ 幼児の主体的な活動が十分確保されるよう、幼児理解に基づき、好奇心や探求心を持って関われる環境づくりを推進します。
 - ・ 集団生活を通して感情や行動のコントロール、粘り強さ等を育みながら、幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、研究協議会の実施等を通して、幼児とのかかわり方や指導方法を工夫改善します。
- ◆ **幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園での幼児教育と、小学校教育の独自性と連続性について相互理解を深め、円滑な接続を図ります。
 - ・ 幼児と児童の交流の機会を充実するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との意見交換や合同の研究の機会を設けるなど、連携の強化を推進します。
 - ・ 全ての教科等において幼児教育との接続を意識した教育課程の編成や、幼児教育の特色を生かした総合的な指導方法を取り入れるなど、子供たちが小学校に慣れることができるようにするためのスタートカリキュラムの編成等を通じて、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

◆ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修の充実

- ・ 幼児教育・保育サービスの質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修を実施するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園における職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

◆ 乳幼児教育・保育実践に係る研究活動の支援

石川県保育研究大会を開催し、研究発表やテーマ別に保育実践に関する討議を実施します。

現状と課題

- 国における、障害者基本法の改正及び障害者の権利に関する条約の批准や、本県の「障害者プラン 2014」などをふまえ、障害のある子供とない子供が可能な限り、共に活動し、共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちがその能力や特性に応じた指導・支援を受けられる「多様な学びの場」を用意するインクルーシブ教育の推進が求められています。
- 近年、本県の特別支援教育対象の児童生徒数は増加傾向にあり、これまで以上に、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な支援が求められています。このため、きめ細かな質の高い指導・支援の充実と個別の教育支援計画等を効果的に活用した連続性のある一貫した教育支援体制の整備が必要となっています。
- 特別支援学校においては、地域の専門家との連携やICT等を活用した授業改善など、学校全体の専門性の向上と地域の特別支援教育のセンター的機能の一層の強化が求められています。また、近年、高等部において、一般就労を希望する生徒の就労率は高水準を維持しているものの、生徒全体の一般就労率は低下傾向にあり、地域と連携した職業教育・就労支援の充実が課題となっています。
- 通級指導教室や特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴い、担当する教員の専門性の確保や指導・支援の継続性が課題となっています。

主な取組

◆ インクルーシブ教育システムの構築

- ・ 将来の共に支え合う共生社会の実現に向けて、全ての学校・教員の適切な障害者理解を基盤として、児童生徒の相互理解や豊かな人間性を育むため、障害のある子供とない子供が共に活動し、共に学び合う交流及び共同学習などを積極的に行っていきます。
- ・ 障害のある子供とない子供が、それぞれに授業内容が分かり、学ぶ喜びや充実感を実感できるよう、視覚教材の活用や授業内容のスケジュール化などの授業のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、障害のある子供一人ひとりへの合理的配慮の提供を行います。

◆ 特別支援学校の教育・機能の充実

- ・ 障害のある子供一人ひとりの将来の自立と社会参加を目指し、地域の医療・福祉機関等と連携した個別の教育支援計画を作成・活用し、小学部から高等部までの連続性のある一貫教育を実施します。

- 地域の外部人材（理学療法士、作業療法士等）や各分野の専門家との連携を深め、自立活動等の指導方法の改善・工夫や教材・教具の活用と開発に取り組むとともに、障害の特性に応じたICT機器等の活用に関する実践研究など、複数の障害種に対応した教員の専門性と授業実践力の向上を図ります。
- 地域のハローワーク及び協力企業との連携・協力のもとに、生徒の可能性を伸ばす新たな職種と職場実習先の開拓に取り組むとともに、一般就労を目指す生徒に対して、技能の向上と定着を図る作業能力技能検定を実施するなど、職業教育の充実と高等部生徒全体の一般就労率の向上に努めます。
- 地域の特別支援教育センターとして、小中学校等の教育的ニーズに応じた相談支援や授業支援を行う機能を強化するため、専門相談員の専門性の維持・向上と、新たな専門相談員の育成に努めるとともに、地域内の小中学校や高等学校及び関係機関等との教育資源ネットワークづくりを行います。

◆ 小中学校等における障害のある児童生徒への指導・支援の充実

- 全ての小中学校において、特別支援教育を学校運営計画等に位置づけ、学校全体の理解と協力のもとに、通級指導教室及び特別支援学級における個別の指導計画に基づく授業改善と評価を実施します。また、保護者や関係機関等と連携した個別の教育支援計画の効果的な活用や、学年・校種間の引継ぎの実施などによる継続性のある指導・支援を行います。
- 障害のある子供たちがその能力・特性に応じた教育が受けられるよう、市町の就学支援への適切な指導・助言に努めるとともに、障害のある子供に対する教育支援連絡協議会の開催や巡回教育相談の実施等により、市町における早期からの教育相談や就学支援の充実を図ります。
- 特別支援学級及び通級指導教室を担当する教員の専門性と指導力の向上を図るため、今日的課題に応じた専門研修を実施するとともに、新任担当教員の研修を充実します。

現状と課題

- 平成26年度の実態調査によると、発達障害を含め、学習面、行動面等で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、小中学校で約3.4%、高等学校で約1.0%となっています。
- 本県では、全ての公立幼稚園・小中高等学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名により、特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒に対して組織的な対応を行っていますが、近年、いじめや不登校等が絡んだ複雑な事例も散見されることから、校内支援体制の充実や教員の発達障害等に対する専門性の向上が求められています。
- 平成26年度の国の特別支援教育体制整備調査によると、本県における個別の教育支援計画の作成率は、小中学校では8割を超え、全国平均を上回っていますが、高等学校では約5割と全国平均の約6割を下回っており、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実のため、個別の教育支援計画の作成率の向上を図る必要があります。

主な取組

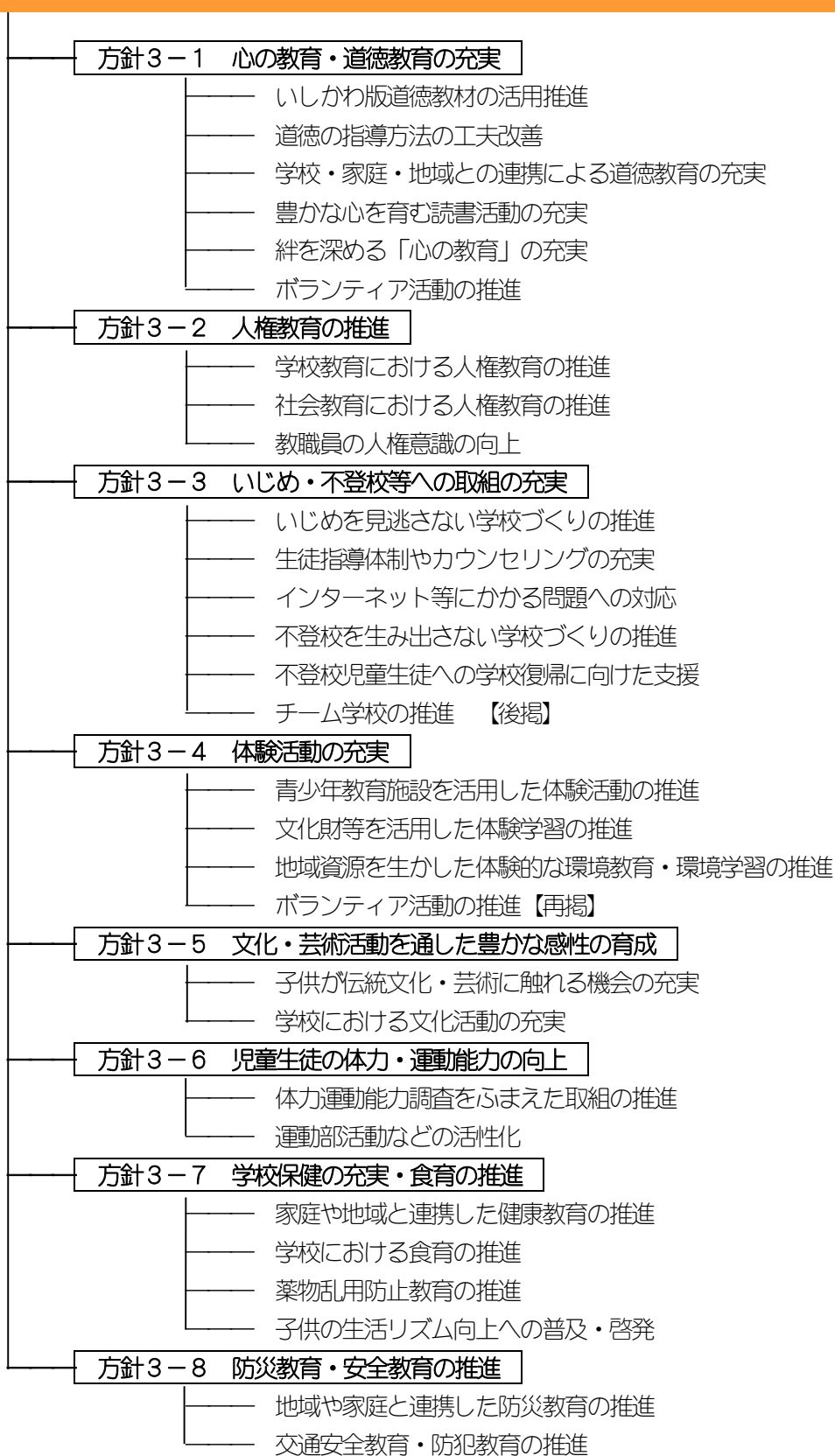
◆ 小・中・高等学校における支援体制の充実

- ・ 生徒指導や教育相談等との連携により、校内委員会の機能強化を図るとともに、会議の計画的な開催や効率化、特別支援教育コーディネーターの複数指名、学年・校種間の支援の引継ぎに努めます。
- ・ 学校の要請にもとづき、特別支援学校の専門相談員や生徒指導・発達障害サポートチームを派遣するとともに、発達障害アドバイザーや地域サポート教員の定期的な巡回により、学校全体の組織的な対応の充実を図ります。
- ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実するため、個別の教育支援計画の作成率の向上を図ります。

◆ 小・中・高等学校における発達障害等に対する専門性の向上

- ・ 発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教員の専門的な指導・支援の充実を図るため、基本研修をはじめ、今日的課題や学校のニーズを踏まえた専門研修を実施します。

豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します



基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します

施策の方針 3-1

心の教育・道徳教育の充実

現状と課題

- 本県では、いしかわ版道徳教材「ふるさとがはぐくむ 道徳いしかわ」の活用などにより道徳教育の充実に取り組むとともに、保護者や地域の方々をゲストティーチャーに迎えた授業の公開など、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進しています。
- 小学校では平成30年（中学校は31年）から、「特別の教科 道徳」が実施されることにより、これまでの「教材を読む道徳」から、問題解決的な学習などを取り入れた「考える道徳」、「議論する道徳」への転換が求められています。
- 「心の教育推進大会」の開催や、「親子の手紙」の募集、高校生ボランティアリーダーの養成など、家庭や地域と連携しながら、子供たちの豊かな心を培う心の教育を推進しています。家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、地域の方々が絆を深めながら子供を見守る「ナナメの関係」づくりの推進が求められています。
- 子供の読書活動は、「子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、「石川県子ども読書推進計画（第三次）」に基づき、社会全体での子供の読書活動の推進が求められています。

主な取組

- ◆ **いしかわ版道徳教材の活用推進**
いしかわ版道徳教材にちなんだ映像資料集（DVD）を活用するなど、すべての公立小中学校で「いしかわ版道徳教材」の積極的な活用を促進します。
- ◆ **道徳の指導方法の工夫改善**
「考える道徳」、「議論する道徳」の具現化に向け、アクティブ・ラーニングを取り入れた問題解決的な学習や、道徳的行為に関する体験的な学習など、発達の段階を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の工夫改善を推進します。
- ◆ **学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実**
 - ・ 道徳の授業公開や、保護者や地域の方々も参加できる道徳の授業の工夫などを通して、道徳の意義について共通理解を深め、学校・家庭・地域との連携による道徳教育を充実します。
 - ・ 保護者や地域の方々をゲストティーチャーとして学校に招き、子供たちの心に響くメッセージを通して、子供たちの豊かな人間性を育みます。

◆ **豊かな心を育む読書活動の充実**

- ・ 県立図書館において、本と県民をつなぐ機会として、図書館の活用術を学ぶ講座や、青少年の読書への関心を高めるための「ビブリアバトル」などの開催を通して、読書活動を推進します。
- ・ 乳幼児とその保護者が絵本の読み聞かせを通じてふれ合う「おはなし玉手箱」や夏休み期間中の子供に向けた絵本の読み聞かせを楽しむ「夏のえほんの時間」など、読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 「朝の読書」などの取組を通して、子供たちの心の糧となる読書活動を推進します。

◆ **絆を深める「心の教育」の充実**

- ・ 親子それぞれの思いを「短い手紙」に託し、家族のコミュニケーションを図る「親子の手紙」の募集や、社会全体で「心の教育」を進める意識を高めるために開催する「心の教育推進大会」など、様々な事業を展開し「心の教育」の充実を図ります。
- ・ 保護者や地域の方々が、子供たちと積極的に関わる「ナナメの関係」づくりを促すため、子供や地域の人々が一緒に参加する学習・交流活動や体験活動の機会の提供に努めます。

◆ **ボランティア活動の推進**

「高校生ボランティアリーダー養成事業」により、学校内外でボランティア活動の核となる高校生を養成するとともに、高校生ボランティアリーダーを中心に中学生等とも連携し、学校や家庭、地域、関係機関等の協力によるボランティア活動を推進します。

現状と課題

- 「人権の世紀」といわれる21世紀に入って既に15年が経過しましたが、女性、子供、高齢者、障害のある方などに対する差別や、同和問題、インターネットによる人権侵害など様々な人権問題が今なお存在しています。特に、子供のいじめや虐待などが、社会的な問題となっています。
- また、東日本大震災に伴う風評等に基づく人権侵害、性同一性障害者への偏見や差別など、新たな人権課題も発生しており、人権教育の重要性はますます高まっています。
- こうした背景のもと、平成27年に改定された「石川県人権教育・啓発行動計画」をふまえ、学校教育や社会教育において、人権や人権擁護に関する理解を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受け止めるような人権感覚を育成する必要があります。

主な取組

◆ 学校教育における人権教育の推進

- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の特質を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ・ 生徒を対象とした人権教育講話や、人権教育副読本、人権教育資料などの教材を活用し、人権教育の充実に努めます。
- ・ 人権教育推進校における実践事例や研究成果を全校に周知することにより人権教育の改善、充実に努めます。

◆ 社会教育における人権教育の推進

- ・ 市町の人権教育担当者、社会教育関係団体の指導者や公民館職員に対する研修を実施し、市町や社会教育団体の人権意識の高揚を図ります。
- ・ 人権啓発資料を作成し、市町や社会教育関係団体に配布するなど、人権意識の啓発に努めます。

◆ 教職員の人権意識の向上

- ・ 学校長のリーダーシップのもと、人権教育担当者を中心とした校内推進体制を確立し、全教職員の共通理解に基づいた人権教育を推進します。
- ・ 初任者研修、5年経験者研修などの悉皆研修において、人権教育に係る研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ります。

現状と課題

- 本県では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成26年3月に「石川県いじめ防止基本方針」を策定しました。しかし、依然として、いじめを背景とした自殺が、社会問題となっており、いじめの未然防止や早期発見に向け、学校の組織的な対応が求められています。
- スマートフォン等のインターネット接続機器の急激な普及により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やインターネット上のトラブルやいじめなどへの対応が課題となっています。家庭でのルール作りやフィルタリングの徹底など、保護者への啓発はもとより、児童生徒へのメディアリテラシー教育の充実が必要です。
- 本県における小学校及び中学校の不登校児童生徒数は、全国的な傾向と同様に平成25年度以降、増加傾向にあります。このため、これまでの不登校児童生徒への復帰支援に加え、不登校を生み出さない未然防止の取組が必要です。

主な取組

- ◆ **いじめを見逃さない学校づくりの推進**
 - ・ いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人ひとりに徹底します。
 - ・ 校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、いじめの問題に組織的に対応するとともに、学校の要請に基づき専門的見地から助言を行う「いじめ対応アドバイザー」を派遣するなど、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進します。
- ◆ **生徒指導体制やカウンセリングの充実**
 - ・ 生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせ、学校全体の協力体制の中で情報共有・共通理解のもと組織的な校内指導体制を充実します。
 - ・ 専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや生徒指導サポーターの派遣等により各学校への支援を積極的に進めます。
 - ・ カウンセラーに関する専門研修により、教員のカウンセリング力を高め、学校の相談機能の向上を図ります。
- ◆ **インターネット等にかかる問題への対応**
 - ・ 子供たちの発達段階に応じたインターネット利用におけるメディアリテラシー教育を充実します。

- ・ 子供たちをインターネット利用に潜む危険性から守るため、パンフレット「親子のホッとネット大作戦」の配付や講演会「ホッとネット講座」を開催し、保護者に対して、スマートフォンを含めた携帯電話のフィルタリングの徹底、家庭のルール作りや日常の見守りの大切さについて啓発を図り、子供の健全なインターネット利用を推進します。

◆ **不登校を生み出さない学校づくりの推進**

- ・ 「小中連携」など学校種間連携を進め児童生徒理解を深めるとともに、学校において授業改善や生徒主体の行事の活用などを通して、「居場所づくり」と「絆づくり」を中心に、不登校を生み出さない学校づくりを推進し、児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めます。

◆ **不登校児童生徒への学校復帰に向けた支援**

- ・ 教育支援センター（やすらぎ教室）の活動を充実させ、児童生徒・保護者に対する相談及び通室生の学校復帰への支援を進めます。
- ・ 不登校又は不登校傾向にある児童生徒に、石川の豊かな自然を生かした自然体験や集団宿泊体験活動を提供する「わくわく夢塾」を実施し、自信や達成感、他者への信頼感などを実感させ、社会への適応力を高め、学校復帰を支援します。

◆ **チーム学校の推進【後掲】**

（施策の方針4－2「学校の組織的な対応力の向上」に記載）

現状と課題

- 都市化、少子化の進展、地域とのつながりの希薄化、情報メディアの急速な普及などにより、子供たちの成長に必要な遊びや体験活動、本物を見る機会が少なくなっていることが指摘されています。
- 幼少期から多くの人と関わりながら、体験を積み重ねることは、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や、自立心、チャレンジ精神、異なる他者と協働する能力等を育むために、様々な体験活動が求められています。
- 本県では、いしかわ子ども自然学校や海洋チャレンジプログラムの実施など、青少年教育施設を活用した自然体験、宿泊体験プログラムの充実を図ってきており、引き続き、石川の豊かな自然を生かした自然体験活動や、本物に触れる様々な体験活動を推進する必要があります。
- また、温暖化や生物多様性の損失など地球環境の悪化が深刻化する中、人々が、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが不可欠であり、特に次代を担う子供たちに対する環境教育は重要な意義を有しています。このため、子供たちが体験活動を通じて環境保全や自然保護に対する意識を高めていく必要があります。

主な取組

- ◆ **青少年教育施設を活用した体験活動の推進**
 - ・ 学校や少年団体等に対する、体験活動の教育的効果の周知とあわせ、協調性の育成や、より達成感が感じられる体験プログラムを開発するなど、青少年教育施設における活動内容の充実を図ります。
 - ・ 石川の豊かな自然の中で大自然の摂理を体験的に学び、自然保護の大切さや思いやりの心を育むため、「いしかわ子ども自然学校」や「海洋チャレンジプログラム」などの体験プログラムを提供し、その充実を図ります。
- ◆ **文化財等を活用した体験学習の推進**
 - ・ 埋蔵文化財センターの古代体験ひろばや県内各地の発掘現場において、子供たちに古代の暮らしや技術を体験する機会を提供します。
 - ・ 市町とも連携を図り、地域の特色ある文化財や遺跡に触れ、ふるさとの歴史を学ぶ機会を創出します。

◆ **地域資源を生かした体験的な環境教育・環境学習の推進**

- ・ 子供たちの環境に対する豊かな感性を育むとともに、農業や農作物への理解促進を図るため、地域との連携による田んぼ等を活用した「いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト」を実施し、体験型の環境教育を推進します。
- ・ いしかわ版里山づくりISO制度に基づき、学校が行う森づくり活動などの里山里海保全活動の取組を県が認証し、活動に必要な道具の貸し出しや講師の派遣などを実施するほか、いしかわ学校版環境ISO制度に基づき、児童生徒が主体的に環境保全に取り組めるよう、学校における活動を支援します。
- ・ 子供たちの自然を愛護する心や生き物に対する関心を育むため、自分たちの地域に生息するツバメの数や巣の場所を自ら踏査する「ふるさとツバメ総調査」を県内全ての公立小学校で実施します。

◆ **ボランティア活動の推進【再掲】**

(施策の方針3-1「心の教育・道徳教育の充実」に記載)

現状と課題

- 幼い頃から優れた文化に触れる経験は、子供の豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育みます。また、本県ならではの特色ある文化に触れることは、子供たちにとって、ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成につながります。このため、子供たちがさまざまな伝統文化・芸術を鑑賞・体験する機会の充実が求められています。
- また、子供たちが多くの時間を過ごす学校においても、身近に伝統文化や芸術文化に触れられる環境をつくるのが大切です。

主な取組

- ◆ **子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実**
 古典芸能やオーケストラなど優れた舞台芸術の鑑賞教室のほか、邦楽、舞踊などの伝統芸能や美術などの芸術について、各分野の第一線で活躍する先生方から手ほどきを受ける機会の充実に取り組みます。
- ◆ **学校における文化活動の充実**
 美術館や歴史博物館の学芸員による学校への出前講座のほか、作品展や学園祭などの文化的行事や部活動における公演・創作といった自主的な活動への支援などを通じて、子供たちが優れた文化を鑑賞し、体験学習する機会の充実に努めます。
 また、伝統芸能などの地域に伝わる文化に触れる機会を多く設けることで、我が町や地域の文化を継承していこうとする意欲を高めます。

現状と課題

- 昭和60年頃をピークに低下傾向にあった本県の児童生徒の体力は、平成19年以降、小学生の運動習慣づくりを目的として実施した「スポチャレいしかわ」や、公立小中高等学校における「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（体力・運動能力調査）の結果を踏まえた「体力アップ1校1プラン」などの取組により、回復の傾向にあり、体力・運動能力調査においても、全国上位に位置しています。
- しかしながら、昭和60年頃の水準には回復しておらず、積極的に運動やスポーツに取り組む子供とそうでない子供に二極化する傾向があるなど、学校体育の充実や、運動部活動などの活性化はもとより、更なる運動機会の確保が求められています。

主な取組

- ◆ **体力・運動能力調査をふまえた取組の推進**
 - ・ 各学校において、体力・運動能力調査等の結果を踏まえ、児童生徒の実態や学校の実情に即した取組（体力アップ1校1プラン）を実践・継続することにより、児童生徒の体力向上を図ります。
 - ・ インターネットを活用して、リアルタイムに反映する記録やランキングを上げる楽しさ、運動そのものの楽しさ、仲間と取り組む楽しさにより、運動への動機付けを図り、本県小学生の運動習慣の定着及び体力の向上を図ります。
- ◆ **運動部活動などの活性化**
 - ・ スポーツ指導の資格や専門的な技術指導力を備えた地域のスポーツ人材を、運動部活動に派遣することにより、専門的指導を求める生徒のニーズに応え、運動部活動の充実と活性化を図ります。

現状と課題

- アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、子供たちの健康課題が多様化しており、健康観察や健康相談、保健指導の充実に向け、すべての教職員による組織的な対応が求められています。
- 「学校保健統計調査」の結果、本県の児童生徒のむし歯り患率や、一人あたりの平均むし歯数（石川県1.30、全国1.00）が全国平均より高いことから、生涯にわたって健康的で活力ある生活を送るためにも、子供たちの健康的な生活習慣確立とあわせ、歯と口の健康づくりの一層の推進が必要です。
- 栄養の偏り、朝食欠食による食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加等、児童生徒の健康に関する課題の解決を図るためには、児童生徒の発達段階を考慮し、学校教育活動全体を通じて学校における食育の組織的・計画的な推進が必要です。
- 「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、朝食摂取と学力・体力との相関性がみられることから、朝食摂取率の向上が求められています。
- 近年全国的に薬物に関しての死亡例、急性中毒、交通死亡事故等が発生し、青少年を中心に「危険ドラッグ」の問題も顕在化しており、薬物乱用防止教育の充実が求められています。

主な取組

◆ 家庭や地域と連携した健康教育の推進

- ・ 各学校で学校保健計画、保健室経営計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣を培うとともに、組織的な健康観察や健康相談、保健指導の充実に取り組みます。特に、児童生徒の食物アレルギーについては、「学校における食物アレルギー対応指針<石川県版>（仮称）」に基づき、教職員研修などを実施し、学校における対応の充実を図ります。
- ・ 子供たちのむし歯、歯肉炎の予防をはじめ、健康的な生活習慣の確立等、学校における歯科保健指導の充実を図るとともに、地域内での歯科保健活動をより一層充実させるため、学校、行政、医療機関等が連携したネットワークの構築を図ります。

◆ 学校における食育の推進

- ・ 食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた、学校全体を通じた食に関する指導の充実に取り組み、栄養のバランスや朝食摂取などの食事の重要性、食品を選択する能力、食物や生産者への感謝の心などの習得を図ります。

- ・ 地域の産物や伝統的な食文化の理解を深めるために、地場産物の活用を促進し、学校給食に郷土料理や行事食などを組み合わせた献立を積極的に取り入れるなど、学校給食の充実を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用します。

◆ **薬物乱用防止教育の推進**

全ての公立学校で薬物乱用防止教室を開催するとともに、薬物乱用防止教室の講師となる警察官や学校薬剤師などの専門家の資質を向上させるために、研修会を開催し、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

◆ **子供の生活リズム向上への普及・啓発**

幼児を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣を見直すためのチェックカード「げんきいっぱいカード」を配布するなど、子供の生活リズム向上についての普及・啓発に取り組みます。

現状と課題

- 東日本大震災以降の防災に対する意識の高揚をうけ、本県では「石川の学校安全指針」を改定するとともに、各学校に学校防災アドバイザーを派遣し、各校の危機管理マニュアルの点検・改善や、地域と連携した実践的な避難訓練を実施するなど、より具体的な防災教育を推進しています。
- 平成27年度からは、新たに、全公立学校の学校安全を担当する教員を対象に「学校防災教師養成講座」を開催し、教員の学校防災に必要な知識と実践力を養成しており、引き続き、学校の災害対応力向上のため、教員の学校防災に係る指導力の育成が求められています。
- 本県での児童生徒の交通事故件数は減少傾向にあります。自転車での重大事故が発生しており、今後とも、交通安全教育を継続的に行うとともに、通学路の安全対策を講じる必要があります。

主な取組

◆ 地域や家庭と連携した防災教育の推進

学校防災については、地域や家庭と連携した、より実践的な避難訓練の実施や、各学校で危機管理マニュアルの見直しを行い、学校の危機管理体制の強化を図るとともに、教職員を対象とした危機管理に関する研修会の実施などを通じて、学校防災の指導力の向上を図ります。

◆ 交通安全教育・防犯教育の推進

- ・ 市町が行う通学路の合同点検等において、通学路安全対策アドバイザーを派遣するなど、通学路の危険箇所の対策を推進するとともに、各学校において警察や関係機関と連携した交通安全教室を実施します。
- ・ 各学校で警察等の関係機関と連携した、演習・実技を取り入れた防犯教室を実施し、児童生徒の危険予知・回避能力を育成します。

基本目標 4

信頼される質の高い学校づくりを推進します

方針 4-1 教員の資質・能力の向上

- いしかわ師範塾による指導力の向上
- 時代の変化に応じた研修の充実
- 大学との連携による専門性の向上
- 体罰根絶に向けた取組の推進
- 教職員の健康の保持増進

方針 4-2 学校の組織的な対応力の向上

- チーム学校の推進
- マネジメント能力を高める研修の充実
- 教職員人事評価システムの充実

方針 4-3 優秀な教員志望者の確保と養成

- 熱意ある教員志望者の確保
- いしかわ師範塾による教員志望者の実践力向上

方針 4-4 教育環境の整備・充実

- 学校施設の長寿命化の推進
- 新たな学びを実現するICT環境等の整備
- 産業構造や技術革新に対応できる高校の環境整備
- 社会的な支援が必要な子供たちへの支援

方針 4-5 多様なニーズに応える学校づくりの推進

- 小中一貫、中高一貫教育の充実
- 定時制・通信制高等学校の充実
- 高等学校の特色に応じた取組の充実【再掲】

方針 4-6 建学の精神を尊重した私学の振興

- 私立学校における教育環境の維持・向上
- 私立学校における修学上の経済的負担の軽減
- 私立学校における経営の健全性の確保

基本目標4 信頼される質の高い学校づくりの推進

施策の方針 4-1

教員の資質・能力の向上

現状と課題

- 現在、本県では、教員の大量退職・大量採用により、教員の急激な世代交代の時期を迎えており、ベテラン教員の指導力の継承と、若手教員をはじめとする現職教員の指導力の向上が喫緊の課題となっています。
- ベテラン教員の大量退職を踏まえ、学校現場において次代の中核的リーダーとなる教員の養成が不可欠であり、本県では、学校のリーダーとして必要な能力や専門性を身に付けるため、いしかわ師範塾プレミアム研修や教育を取り巻く多様な課題に対応した研修を実施しているところです。
- 新規採用教員が増える中、初任者の実践的な指導力の育成が肝要であり、また、教員がそれぞれの段階や立場で求められる専門性の向上も求められています。このため、初任者研修等の基本研修の充実をはじめ、高等教育機関と連携した教員の指導力や専門性の向上に取り組む必要があります。
- 教員による体罰は、年々減少しているものの、依然として体罰事案が発生しており、体罰根絶に向けた取組の強化が求められています。
- 教職員の健康の保持増進については、多忙化や業務の複雑化、困難化を背景に、本県においても全国と同様、うつ病などの精神疾患による教職員の休職者数は増加傾向にあり、未然防止対策や職場復帰支援など、メンタルヘルス対策を推進する必要があります。

主な取組

◆ いしかわ師範塾による指導力の向上

高い学校マネジメント能力や教科指導、生徒指導などの各分野での高度な専門性を身に付けた次代の中核的リーダーを育成するため、いしかわ師範塾のプレミアム研修の更なる充実を図ります。

◆ 時代の変化に応じた研修の充実

- ・ 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力の向上を図るため、初任者研修や5・10・20年経験者研修等の基本研修の充実を図ります。
- ・ 大学教授からのアドバイスや具体的な事例を通して、授業におけるICT活用方法や発達障害のある児童生徒への対応、指導が困難と思われる児童生徒への支援方法等、今日的課題に対応する研修の充実を図ります。

- ・ 学校内において同僚の教員とともにOJTを通じて日常的に学び合う校内研修をはじめ、勤務時間外に、個々の教員が自らの指導力向上のために行う自主研修、学校の枠を越えて複数の教員が課題を共有しながら土曜日等に行う自主研修に対する支援を引き続き講じていきます。
- ・ 指導に課題を抱える教員の指導力向上を図るために、教科指導法や児童生徒理解を深める研修の充実を図ります。

◆ 大学との連携による専門性の向上

- ・ 今日的な教育課題や次期学習指導要領の検討状況も踏まえつつ、教員に必要とされる専門性を育成するため、大学教授から具体的な指導助言が得られる機会を設けるなど、大学と連携・協力しながら研修の充実に努めます。
- ・ 現職教員の教職大学院への派遣により、先端的な教育方法を踏まえた授業実践力、法学的な知見などを踏まえた学校諸課題への対応力の向上を図ります。

◆ 体罰根絶に向けた取組の推進

- ・ 体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃さないよう、徹底した実態把握のための調査・検証を毎年度実施し、その結果を踏まえて、体罰を未然に防止する組織的取組や体罰が起きた場合の早期対応・再発防止策など、体罰防止に関する取組を継続的に実施します。
- ・ 校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底するとともに、経験豊かな指導者による実践的な研修等を通じてコミュニケーション力の向上を図り体罰によらない指導の徹底に努めます。

◆ 教職員の健康の保持増進

- ・ 教職員が子供たちと信頼関係を築き、適切な教育活動を行うためには、心身ともに健康で活力に満ちていることが重要であることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点を意識させ、効率的な校務運営や定時退校を積極的に推進し、教職員のメンタルヘルスの保持増進に努めます。
- ・ 定期健康診断等による疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病等の予防など、健康的なライフスタイルの支援に努めます。
- ・ 教職員の精神疾患の未然防止策として、メンタルヘルス相談窓口の設置や全職員を対象にストレスチェックを実施します。また、職場復帰支援対策として、復帰に向けた職場での訓練や復帰時の勤務負担軽減の実施に努めます。

現状と課題

- いじめや不登校、特別な教育的支援を要する児童生徒の増加、情報化の急速な進展など、学校現場における課題が多様化・複雑化しており、教員個々の力量だけでは対応できない事案が増加しています。
このため、校長のリーダーシップの下、教職員がそれぞれの専門性を発揮し、様々な課題に組織として適切に対応できる力を高めていく必要があります。
- また、教職員だけではなく、専門性を持った外部人材や地域の人材の協力を得ながら、地域社会が一体となって教育活動を進めていくことが求められています。
- 学校においては、時代にあった教育活動を展開するために、学校評議員や学校関係者評価等の制度を活用して得られた意見を積極的に取り入れながら、教育課程の改善や校務分掌組織の見直し、地域の教育資源の活用など、PDCAサイクルによって学校のマネジメント能力を高めていく必要があります。
- 学校が組織としての力を発揮するためには、教職員の人事評価を適切に実施し、評価結果を個々人の適性に応じた適材適所の人事配置や処遇へ反映させ、教職員の意欲の向上や能力の開発を進めることが大切です。

主な取組

- ◆ チーム学校の推進
 - ・ 学習指導や生徒指導など学校が抱える課題に対して、退職教員や専門性を有する地域人材を非常勤講師として学校に配置し、課題解決をサポートし学校の教育力の維持向上を図ります。
 - ・ いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の生徒指導上の課題に対して、臨床心理士や専門性を有する退職教員等をスクールカウンセラー、元警察官などを生徒指導サポーターとして派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に努めます。また、学校におけるICT活用を進めるためのICT支援員の配置を検討するなどによりチーム学校を推進します。
- ◆ マネジメント能力を高める研修の充実
 - ・ 校長をはじめとする管理職の学校マネジメント能力を高めるため、危機管理や人事管理などの専門知識や教養等を身に付ける研修を実施するとともに、生徒・保護者・地域のニーズや学校組織の特徴を踏まえた具体的な学校改善の専門的知識等を身に付ける研修を実施します。
 - ・ 企業経営者の講話を通して組織のマネジメント手法を学ぶなど、教職員のチーム力を高める研修を実施します。

- ・ 将来、管理職として活躍することが期待される教員に、マネジメント能力を計画的に育成するために、ライフステージに応じた段階的な研修機会を提供し、人材育成に取り組みます。

◆ **教職員人事評価システムの充実**

- ・ 教職員の職務遂行や勤務実績をより客観的に把握・評価し、適切に処遇へ反映します。また、教職の目標設定や評価の過程における面談等を通じ、組織内のコミュニケーションの充実、学校運営への参画意識の向上を図ります。
- ・ 教職員が、教育活動を行う上での具体的な基準を明確に示した「教職員ハンドブック」を配付し、教職員、管理職及び教育委員会事務局が足並みを揃えることにより、教育の方向性と質を保ちます。

現状と課題

- 教員の大量退職に伴い、新規に教員を大量に採用しなければならない状況が続いており、教員として資質を備えた優れた人材の確保が喫緊の課題となっています。
- 本県の公立学校の教員採用については、これまで、年齢制限の引き上げや正規教員経験者への一部試験免除などの受験条件を緩和するほか、パンフレットの作成や県内外の大学へ出向いての説明会実施に取り組んでいるところですが、ここ数年、志願者が減少傾向となっています。
- 新規採用の教員が増える中、本県の教員を目指す大学生等が、採用後、即戦力となり得るよう実践的に指導力を採用前の段階から養成しておくことが必要です。このため、本県では、平成25年度から「いしかわ師範塾」を開講し、教員を志す大学生や講師を対象として実践的な研修を実施しています。

主な取組

◆ 熱意ある教員志望者の確保

- ・ 本県教育の魅力を伝えるために、県内外の大学へ出向いて説明会を積極的に行くと同時に、県庁において年末年始に帰省した学生を対象とした説明会を開催します。
- ・ 大学生向けに、本県教員への志望が高まるよう若手教員の経験談や教員募集に関する内容を記載したパンフレットを作成し、県内外の大学へ出向いた際に配布します。
- ・ 高校生向けに、教員の魅力や大学等での教員免許状取得に関する内容を記載したパンフレットを作成し、県内高等学校に配布します。

◆ いしかわ師範塾による教員志望者の実践力向上

本県の教員を目指す大学生や本県の公立学校に勤務する講師が、採用前の段階においてコミュニケーション力や指導力の基礎を身に付けることができるよう、いしかわ師範塾において、模擬授業や学校実習などを含む実践的な研修を行い、即戦力となり得る人材の養成と確保に努めます。

現状と課題

- 学校施設は、子供たちの学習・生活の場であると同時に、地震等の非常災害時には地域住民の応急避難場所となることから、吊り天井などの非構造部材を含めた施設の耐震化を着実に実施する必要があります。
- 昭和40年代後半から昭和50年代の子供の急増期に整備した学校施設は、今後、老朽化の進行が見込まれるため、これらを計画的に改修・更新するとともに、バリアフリー化や省エネルギー化の推進など、機能や性能を向上させていく必要があります。
- 社会のICT化が急速に進む中で、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、ICTを活用した新たな学びを推進するため、ICT環境の整備が求められています。
- 子供の相対貧困率は上昇傾向にあり、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することが危惧されています。このため、子供たちが家庭の経済状況に関わらず、安心して学べるよう支援する取組が必要です。

主な取組

- ◆ **学校施設の長寿命化の推進**
学校施設について、非構造部材を含めた施設の耐震化を着実に進めるとともに、施設をより長く使用するため、計画的な維持管理・更新に取り組みます。
- ◆ **新たな学びを実現するICT環境等の整備**
アクティブ・ラーニング等を取り入れた協働型・双方向型授業の実施など、授業の質の向上を目指す上で必要となるICT機器の充実や学習環境の整備に努めます。
- ◆ **産業構造や技術革新に対応できる高校の環境整備**
成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成にむけ、専門性向上に必要な環境整備に努めます。
- ◆ **社会的な支援が必要な子供たちへの支援**
 - ・ 経済的理由により、高校、大学等へ進学が困難な者に対し、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行うことにより、修学機会の確保を図ります。
 - ・ 生活困窮世帯の子供に対し、退職教員等のボランティアによる学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

現状と課題

- 市町において、義務教育段階を通しての計画的・継続的な学力・学習意欲の向上やいわゆる「中1ギャップ」の解消等に向けて、小中連携の教育活動を取り入れた学校づくりに積極的に取り組んでいます。改正学校教育法により、小中一貫教育が制度化されたことから、小中連携・一貫教育に向けた市町の取組に対して必要な支援を行っていく必要があります。
- 平成16年度に設置した併設型中高一貫教育校においては、特色ある教育課程に基づき、6年間の継続的・計画的な教育活動を展開することにより、確かな学力、コミュニケーション能力、豊かな人間性等を育み、生徒の個性や才能の伸長を図っています。
- 高等学校段階での教育については、中学校を卒業した生徒の約99%が高等学校等へ進学している状況の中で、生徒の能力や適性、興味関心は多様化しており、生徒の学習ニーズや進路希望等に対応した教育を受けられる学校づくりが求められています。

主な取組

◆ 小中一貫、中高一貫教育の充実

- ・ 小中学校間の接続をより円滑に行い、いわゆる「中1ギャップ」を解消するために、小中学校の緊密な連携を推進し、学習面や生徒指導面等において、継続性・連続性のある指導を行います。
- ・ 小中連携・一貫教育に向けた市町の取組に対して、情報提供等を含めて必要な支援を行います。また、新たに制度化された「義務教育学校」を設置する際には、一体的な組織の下で地域の実情や児童生徒の実態に応じた多様な教育実践が行われるよう支援します。
- ・ 併設型中高一貫教育校においては、特色ある教育課程により論理的な思考力やコミュニケーション能力等を育み、世界や地域の持続可能な発展に貢献できる人材の育成を目指した取組を充実します。また、中高一貫教育の成果と課題の検証を継続的に行い、教育内容の工夫・改善に努めます。

◆ 定時制・通信制高等学校の充実

生徒の多様な学習ニーズに対応した教育内容の改善に努め、単位制の特性を生かした教育課程の編成や学びやすい学習システムの充実を図ります。

◆ 高等学校の特色に応じた取組の充実【再掲】

(施策の方針2-1「確かな学力の育成」に記載)

現状と課題

- 私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開しています。また、県内においては、高校生の約25%、幼稚園児の約97%が私立の学校に在籍しており、公立学校とともに、本県における学校教育の発展に重要な役割を果たしています。
- 本県教育の重要な一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重し、建学の精神に基づく特色ある学校づくりへの支援が必要です。

主な取組

- ◆ **私立学校における教育環境の維持・向上**
私立学校の自主性を尊重し、引き続き、私立学校経常費への助成や、施設整備に対する助成などにより、教育環境の維持・向上を図ります。
- ◆ **私立学校における修学上の経済的負担の軽減**
私立学校の生徒等が経済的理由により修学が困難となることがないように、就学支援金制度や奨学のための給付金制度などにより、保護者の経済的負担の軽減に努めます。
- ◆ **私立学校における経営の健全性の確保**
私立学校経常費に対する助成のほか、関係機関や団体との連携を図り、私立学校が自ら行う経営健全化に対する取組に対し支援します。

基本目標 5

高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

方針5-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実

- 大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供
- 高等教育機関や国際機関との連携による学術交流の促進
- 大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成

方針5-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進

- 高等教育機関や学生による地域貢献の促進

方針5-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進

- 県立看護大学での、保健・医療・福祉に関する人材育成と地域貢献
- 県立大学での、地域ニーズに合致した研究等と人材育成による地域貢献

基本目標5 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

施策の方針 5-1

高等教育機関の集積を活かした「学び」の環境の充実

現状と課題

- 本県には大学、短期大学、高等専門学校をあわせて19^{*}の高等教育機関があり、人口当たりの高等教育機関数は全国第2位、学生数は全国第3位となるなど、多くの高等教育機関が集積しています。
※放送大学石川学習センターを除く
- 学生や県民に多様な学びの機会を提供するため、県内全ての高等教育機関・自治体や経済界などの連合体である「大学コンソーシアム石川」と連携し、県民向け公開講座や高等学校への出前講座、単位互換授業など実施しており、グローバルな視点を持ち地域に貢献する人材育成など多様なプログラムを実施すると同時に、幅広い周知を図ることが必要です。

主な取組

- ◆ **大学コンソーシアム石川と連携した多様な学びの機会の提供**
大学コンソーシアム石川と連携し、いしかわシティカレッジにおいて、大学の単位互換授業、県民向け公開講座、高等学校への出前講座など、多様な学びの機会を提供することで、学びの環境の充実を図ります。
- ◆ **高等教育機関や国際機関との連携による学術交流の促進**
 - ・ 県内の高等教育機関やその研究者と国連大学サステイナビリティ高等研究所が連携して開催する学会やシンポジウム等により、学術交流を促進します。
 - ・ 国際舞台での活躍を志す県内又は県内出身の学生を、国連本部等の国際機関に派遣し、国際的な活動について理解を深める機会を提供します。
- ◆ **大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成**
海外留学等の促進や、地元グローバル企業等と連携したプログラムの実施など、国際感覚を養うプログラムを提供することで県内高等教育機関全体の魅力向上を図るとともに、国際的に活躍することができる次世代の石川経済の担い手を育成します。

現状と課題

- 高等教育機関の集積を活かし、研究者や学生の力を地域活性化につなげていくため、地域課題の解決に取り組む大学のゼミナールや、地域貢献活動を行う学生グループに対する支援を行っており、今後も引き続き支援するとともに、学生による地域活動の輪を更に広げて行くことが必要です。
- 県と奥能登2市2町、金沢大学、県立大学、県立看護大学、金沢星稜大学で構成する「能登キャンパス構想推進協議会」（平成22年度設立）により、能登を舞台とした研究、学生の交流や地域貢献活動の促進を通じた、能登の活性化に取り組んでいます。

主な取組

◆ 高等教育機関や学生による地域貢献の促進

地域の課題の解決に取り組む大学のゼミナールへの支援を行うなど、地域が抱える課題解決に向け、高等教育機関の知を活かし、地域と一体となった活性化の取組を推進するとともに、地域の課題に主体的に取り組む課題解決できる人材を育成します。

現状と課題

- 県立看護大学及び県立大学は、大学間の学生獲得競争が激化する厳しい環境のもと、教育、研究及び地域貢献といったあらゆる面においてより高い付加価値を提供し、これまで以上に学生や県民に支持される大学となるため、平成23年4月に1法人2大学からなる石川県公立大学法人に移行しました。
- 県立看護大学では、豊かな人間性や高度な技術を備えた看護職者の育成に加え、現役の看護師に対するキャリアアップ支援事業などに取り組んでおり、今後とも、優れた人材の育成及び地域医療の質の向上へ向けた取り組みが求められています。
- 県立大学では、企業、研究所等で技術者、研究者として活躍する人材育成に加え、ルビーロマンの栽培技術に関する研究など、地域ニーズに合致したに取り組んでおり、今後とも、優れた人材の育成及び産学官の連携による地域課題の解決への貢献が求められています。

主な取組

- ◆ **県立看護大学での、保健・医療・福祉に関する人材育成と地域貢献**
 看護大学については、本県の保健・医療・福祉分野を牽引する看護師・保健師を育成します。
 また、専門看護師をはじめとする看護リーダーの養成にも取り組み、地域医療の質の向上に貢献します。
- ◆ **県立大学での、地域ニーズに合致した研究等と人材育成による地域貢献**
 県立大学については、農林水産業、製造業等で活躍できる人材を育成します。また、産学官の連携のもと、受託研究や共同研究を推進し、地域産業の発展に貢献します。

基本目標6

社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

方針6-1 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり

- 家庭教育支援ネットワーク構築の推進
- 家庭や地域、企業等による学校教育への支援
- 心の教育推進協議会の体制充実

方針6-2 家庭の教育力の向上

- 親学び支援の充実
- 家庭教育相談体制の充実
- インターネット等の適正利用の推進
- 子供の生活リズム向上への普及・啓発【再掲】

方針6-3 地域の教育力の向上

- 地域住民との交流・学習活動の推進
- 社会教育施設を活用した地域活動の推進
- 家庭教育支援ネットワーク構築の推進【再掲】

基本目標6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

施策の方針 6-1

学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり

現状と課題

- 人口の減少、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会での支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されており、子供の規範意識や人間関係を築く力の低下といった教育上の問題の一因にもなっています。
- 学校を地域の拠点として、地域住民が学校支援を通じて絆を形成し、コミュニティへの参画や地域課題の解決を図っていく取組が進められています。こうした取組がより活発に行われるために、コーディネーターの養成等、地域と学校の連携が円滑に進められる体制づくりが求められています。
- P T Aや青少年健全育成団体等、学校・家庭・地域を代表する団体から構成される「心の教育推進協議会」では、健全な青少年の人間形成を目指し、心の教育を推進するための様々な事業を展開してきましたが、今後も、子供たちを取り巻く環境の変化に対応すべく、所属団体における事業への積極的な参加と団体相互の連携を強めていく必要があります。

主な取組

◆ 家庭教育支援ネットワーク構築の推進

学校と地域の社会教育団体・保育所・公民館・児童館・企業などが相互に連携し、それぞれのノウハウや持ち味を生かしてゆるやかに家庭教育を支援するネットワークの構築を図り、地域ぐるみで子供を育てる気運を高めていきます。

◆ 家庭や地域、企業等による学校教育への支援

- ・ 学校教育と社会教育の連携のもと、地域と学校をつなぐコーディネーター養成に向けた気運を高めるため、県生涯学習センターが実施する公民館職員研修や、健康福祉部と連携して行う放課後子ども総合プラン研修において、学習プログラムの立案・評価等に関する実践的な研修の充実を図ります。
- ・ 学校と地域の連携・協力体制の構築に向けて、各学校において地域連携を担当する教員を明確にするよう働きかけるとともに、その研修機会の充実を図ります。

◆ 心の教育推進協議会の体制充実

心の教育推進協議会が実施する「グッドマナーキャンペーン」への協力団体数の増加を図るとともに、いじめ・不登校対策事業等への所属団体からの参画を目指すことで、組織としての実動性を高めていきます。

現状と課題

- 家庭教育は、基本的な生活習慣や、善悪の判断等の基本的倫理観など、「生きる力」の基礎的な資質・能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。しかし、都市化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、保護者が身近な人から家庭教育に関する知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなっており、悩みや不安を抱える保護者の孤立化が懸念され、地域社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっています。
- 小学校や中学校に入学前の子供をもつ保護者は、子供の成長に期待を膨らませる一方で、不安や悩みを抱えがちです。本県では、こうした保護者に対する適切なアドバイスを掲載した親学びに関する冊子を配付するとともに、学校における親学び講座の開催を支援しています。
- スマートフォンやパソコンから簡単にインターネットに接続できるようになり、便利になった一方で、ネットいじめやネット依存など、様々なトラブルが発生しています。本県では「いしかわ子ども総合条例」に基づくフィルタリングの徹底をはじめ、家庭でのルール作りの大切さなど、啓発に取り組んでいますが、情報が加速する中、子供や保護者に対してより一層の啓発を図っていく必要があります。
- インターネット等の普及や家庭の生活様式の多様化により、子供の生活リズムの乱れが懸念されています。「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、子供の生活リズム向上に向けた取組を引き続き進める必要があります。

主な取組

◆ 親学び支援の充実

- ・ 小・中学校入学前の子供を持つ保護者に対して、規則正しい生活リズムの重要性や、成長や発達段階に応じた親の役割・子供との関わり方などを掲載した親学びに関する冊子を配付するとともに、県内全小中学校における親学び講座「肝心かなめの1年生塾」の開催を支援することによって、家庭の教育力の向上を図ります。
- ・ 子供を持つ保護者をはじめ、県民の皆さんが家庭教育に対する理解を深めてもらえるよう、県内各地の家庭教育に関する情報を伝えるテレビ番組を提供します。

◆ 家庭教育相談体制の充実

家庭での教育に悩みを持つ保護者の不安を緩和・解消するため、家庭教育相談員による電話相談や臨床心理士によるカウンセリングを実施します。また、相談員の養成と研修による専門性の向上など、相談体制の充実を図ります。

◆ インターネット等の適正利用の推進

子供たちをインターネット利用に潜む危険性から守るため、パンフレット「親子のホッとネット大作戦」の配付や講演会「ホッとネット講座」を開催し、保護者に対して、スマートフォンを含めた携帯電話のフィルタリングの徹底、家庭のルール作りや日常の見守りの大切さについて啓発を図り、子供の健全なインターネット利用を推進します。

◆ 子供の生活リズム向上への普及・啓発【再掲】

(施策の方針4-7「学校保健の充実・食育の推進」に記載)

現状と課題

- 地域は、子供たちが様々な年齢層や立場の人々と触れ合い、社会性や公共性を得ることのできる「場」であり、その意味からも地域における教育は重要です。しかし、昨今、地域社会における人と人とのつながりの希薄化を背景に、地域の教育力の低下が懸念されています。
- 平成25・26年度の「家庭・地域でのいじめ・不登校等対策事業」で実施された地域の人々や団体が関わる通学合宿では、児童生徒が親でも教師でもない他者と関わることの楽しさや達成感を感じ、意欲的に行動できるようになったなどの改善が見られました。こうした子供と地域住民との交流活動等を積極的に進めていく必要があります。
- 学校週5日制が完全実施されて10年余りが経過し、習い事や地域行事に参加するなど、有意義な土曜日を過ごす子供が存在する一方、必ずしも有意義に過ごしていない子供も存在するとの指摘もあります。このため、学校、家庭、地域が連携し、学校や地域において多様な学習を実施するなど、子供たちの土曜日の教育活動の充実が求められています。
- 地域では、子供たちの健全育成のために公民館や社会教育関係団体などによる体験活動や学習活動が提供されています。地域における教育活動の活性化を図るため、公民館など関係職員の質の向上を図るとともに、社会教育施設のプログラムの充実を図る必要があります。

主な取組

- ◆ **地域住民との交流・学習活動の推進**
 - ・ 放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちと地域住民が共に勉強やスポーツ・文化芸術活動を通じて交流を深め、子供たちにとって安全・安心な居場所づくりに努めます。
 - ・ 各学校で行われている地域の人材による学校支援活動をもとに、土曜学習等において、地域の人材（社会教育関係団体、企業含む）や社会教育施設の活用促進が一層図られるよう、成果報告会の開催を通して、市町へ積極的に働きかけていきます。
- ◆ **社会教育施設を活用した地域活動の推進**
 - ・ 公民館等が行う地域活動がより充実するように、県の生涯学習センターが実施する職員研修の内容充実を図るとともに、優れた実践活動について適時広報していくなど、活動支援に努めます。
 - ・ 地域における子供の豊かな体験活動の機会を提供するために、県立青少年教育施設が行う体験プログラムの充実を図るとともに、その教育的効果の周知啓発に努めます。

◆ 家庭教育支援ネットワーク構築の推進【再掲】

(施策の方針6-1「学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり」に記載)

生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

方針7-1 生涯にわたる学習の推進

- 多様な学習ニーズに応える講座の充実
- 全世代を通じた学びの機会の充実
- 学習成果を生かした社会参加の促進
- 高齢者による地域貢献の促進

方針7-2 社会教育の奨励・振興

- 社会教育関係者の資質向上とネットワークづくり
- 社会教育関係団体等への支援
- 学習成果を生かした社会参加の促進【再掲】

方針7-3 生涯学習活動を支える環境の整備・充実

- 県民の知の拠点としての県立図書館の機能充実
- 生涯学習関連サービスの充実
- 生涯学習の指導者の養成・確保

基本目標7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

施策の方針 7-1

生涯にわたる学習の推進

現状と課題

- 社会がめまぐるしく変化する中、県民一人ひとりが、豊かな生涯を送るために必要な知識や技能は、これまで以上に多岐にわたり、その内容も高度化していくものと思われます。若年層から高齢者まですべての世代の県民が、生涯を通じて学びの意識を持ち続け、自分らしい学びを通じて、自らの成長を実感することができるよう、より多様化・高度化する県民の学習ニーズに適切に対応し、生涯学習に取り組む県民を支援していくことが求められています。
- 県民大学校では、県民のニーズに応じた学習講座を提供しており、子育て世帯向けの「ファミリー・カレッジin本多の森」を開講するなど、高齢者のみならず幅広い年齢層を対象とした講座の提供に努め、平成27年度は1,160講座を開設しています。

主な取組

- ◆ **多様な学習ニーズに応える講座の充実**
 - ・ 県民大学校において、現代的な課題など新しいテーマの設定や、実演、ワークショップなどの参加型学習など、講座内容の充実に取り組みます。
 - ・ テレビ、ラジオ、インターネット（「あいあいネット」）、「いしかわマナビィめーる」などの多様なメディアを通じて、最新の役に立つ生涯学習に関する情報を広く県民に提供します。
- ◆ **全世代を通じた学びの機会の充実**
 - ・ 県民の多様な学習ニーズに応えるため、市町、大学、民間教育機関など、様々な機関と連携し、教養・文化・生活・健康など多彩な分野における学習機会を県民大学校において積極的に提供します。
 - ・ 子育て世代を対象に、親子で参加できる「ファミリー・カレッジin本多の森」を実施するなど、若年層の学習機会の充実と生涯学習の推進を図ります。
- ◆ **学習成果を生かした社会参加の促進**

県民一人ひとりが学んだ成果を生かして、地域活動などに主体的に参加できるよう、市町の生涯学習担当者や社会教育関係団体等と連携・協働した、啓発活動を進めるとともに、学習の成果を公民館などの社会教育施設や学校などで生かす機会づくりに取り組みます。

◆ 高齢者による地域貢献の促進

- 高齢者の社会参加を促すため、経験に磨きをかけることや、新たな知識・技能の習得ができる学習の機会の充実を図ります。
- 活躍ができる場の情報提供や、社会教育関係団体との連携・協働による活躍の場の創出などにより、高齢者が有する知識や経験を学校教育や社会教育に生かす機会の充実を図ります。

現状と課題

- 社会教育は、県民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供のみならず、県民の学びが地域課題の解決に向けた気づきや行動を生み出す契機となることが期待されています。
- 社会教育の専門的教育職員である社会教育主事には、そうした地域課題の解決に向けた講座（プログラム）の企画・立案を行う役割が求められています。また、学校や社会教育関係者、地域人材等が連携を進める上で、コーディネーターとしての役割も担っており、こうしたネットワークを活かした社会教育行政の推進を図る上でも、社会教育主事の資質向上が必要です。
- 社会教育関係団体が持っている情報・知識やノウハウを十分に活かすためには、社会教育関係団体が互いに連携・協働することが不可欠であり、ネットワークを広げることで相互の活動の活性化に結びつくことが期待されています。
- 平成30年にボーイスカウト運動最大のキャンプ大会である第17回日本ジャンボリーが珠洲市を会場に開催される予定であり、その成功に向け、関係機関と十分に連携を図る必要があります。

主な取組

◆ 社会教育関係者の資質向上とネットワークづくり

- ・ 大学や国との連携により、公民館職員及び市町の社会教育主事等を対象とした、講座や研修会等を開催し、最新の生涯学習・社会教育を巡る動向や取り組み事例を市町に提供するなど、社会教育関係者の資質向上を図ります。
- ・ 市町に、社会教育の専門的教育職員の重要性や必要性について周知啓発し、市町職員及び公民館職員の社会教育主事取得の促進を図ります。
- ・ 各市町の社会教育主事や公民館職員、社会教育関係団体など、社会教育に関わる多様な主体が情報交換・情報共有できる場の提供を行い、ネットワークづくりに取り組みます。

◆ 社会教育関係団体等への支援

- ・ 青少年団体や女性団体をはじめとした社会教育関係団体に対し、組織の拡充及び活動の活性化のために必要な支援を行います。
- ・ 第17回日本ジャンボリーが、前回大会（平成18年第14回大会）と同様に、参加者相互の友情が深まる意義深い大会となるよう、関係機関と十分連携して開催支援を行います。また、大会を契機に、本県のボーイスカウト活動の活性化を目指します。

- ◆ 学習成果を生かした社会参加の促進【再掲】
(施策の方針7-1「生涯にわたる学習の推進」に記載)

現状と課題

- グローバル化の進展や人々の価値観の多様化など、社会の変化に応じて多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応するため、生涯学習サービスの充実や、指導者の養成・確保など学習環境の充実が求められています。
 - 県立図書館では、県民の生涯にわたる多様な学習意欲に応えるため、県民が県内のどこに住んでいても、等しく図書館サービスを受けられるよう、横断検索システム[※]や蔵書検索システムなどのインターネットを活用した非来館型のサービスを提供していますが、こうしたサービスの周知を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。
- ※ 横断検索システム：県内の複数の図書館の蔵書を一度に検索できるシステム
- 現在の県立図書館は、昭和41年（1966年）に建設されたもので、全国の都道府県立図書館の中で4番目に古い建物となっています。耐震基準を満たしていないうえ、建物全体が老朽化し、閲覧室や駐車場も狭いことから、移転についての具体的な検討が進められています。

主な取組

◆ 県民の知の拠点としての県立図書館の機能充実

図書館は、県民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たすものです。

現在、新しい図書館のあり方について検討を進めていますが、公文書館機能や生涯学習機能の併設なども含めて検討を進め、21世紀にふさわしい県の中核図書館として県民の「知」の拠点となるよう機能の充実を図ります。

◆ 生涯学習関連サービスの充実

- ・ より多くの県民が、学ぶことができるよう、生涯学習情報提供システム（あいあいネット）におけるセンター主催講座等のインターネット動画を配信するなど、学習機会の拡充に取り組みます。
- ・ 県立図書館では、県民の学びの場を充実するため、司書による専門性の高い図書資料の選書に加え、市町立図書館からの要望など県民の幅広いニーズを把握しながら、資料の収集・保存に努めます。
- ・ 県立図書館では、県民が等しく図書館サービスを受けられるよう、他の図書館で資料を受け取ることができる遠隔地サービスを行っており、さらに多くの県民の方にご利用いただけるようソーシャルメディアなどを活用した効果的な広報に取り組みます。

◆ 生涯学習の指導者の養成・確保

- 県立生涯学習センター主催の「ファシリテーター養成講座」「あすなる悠々塾講師養成研修」等により、地域での様々な活動や生涯学習を進める核となる指導者を養成します。
- 生涯学習に関する講師や指導者の情報など「あいあいネット」の登録内容を充実し、地域の生涯学習の実践に役立てます。

ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

方針 8-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興

- 地域のスポーツクラブの育成と活動支援
- 地域のスポーツ指導者の養成
- 県民参加のスポーツイベント等の充実
- 障害者や高齢者のスポーツ活動の振興

方針 8-2 競技スポーツの振興

- ジュニア期からの一貫指導体制の確立
- より高いレベルのアスリートの育成と強化
- スポーツ指導者の養成と資質向上
- 競技大会の誘致・開催

方針 8-3 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組の充実

- 国際大会で活躍できる若手アスリートの育成
- パラリンピックを視野に入れた競技力の向上
- 事前合宿誘致活動の推進
- オリンピック・パラリンピック教育の推進

方針 8-4 スポーツ活動を支える環境の整備・充実

- スポーツ施設の整備・充実
- スポーツに関する情報の提供

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

施策の方針 8-1

生涯にわたるスポーツ活動の振興

現状と課題

- 本県では、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るため、県民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援や、「県民スポーツ・レクリエーション祭」の開催などに取り組んできました。
- 総合型地域スポーツクラブを県内の全19市町に少なくとも1つ設置することを目標として取り組んできた結果、平成27年10月1日現在、13市町38クラブが設立されており、今後も継続してクラブの創設・育成の支援や、クラブマネージャーの養成・資質向上などに取り組んでいく必要があります。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定や、健康志向の高まりなどから、これまで、あまりスポーツに関心のなかった人も、スポーツに興味を持つことが予想され、これを契機に県民参加のスポーツイベントの充実を図るなど、県民のスポーツに対する関心をさらに高めて行くことが必要です。
- 本県では、65歳以上の高齢人口が急速に増加しており、2040年頃まで増加が続くことが予測されています。また、障害のある人も年々増加しています。高齢者や障害のある人が、日頃からスポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の増進や生きがいづくりの観点からも大切なことであり、年齢や障害の有無にかかわらず、多様なニーズに応じたスポーツの振興が求められています。

主な取組

◆ 地域のスポーツクラブの育成と活動支援

クラブマネージャーの養成やスキルアップを目的とした講習会や、クラブと市町の担当者による協議会の開催など、クラブの創設や運営に対する支援を行い、総合型クラブが地域スポーツの担い手としての役割を果たせるように努めます。

◆ 地域のスポーツ指導者の養成

地域でスポーツ指導を行う指導者を養成するための講習会を開催するとともに、公益財団法人日本体育協会公認マネジメント資格の取得をさらに推奨します。

また、スポーツ指導者の情報を集約・登録し、県民のスポーツ指導に関する派遣要請に応えるスポーツリーダーバンクの充実と活用を図ります。

◆ **県民参加のスポーツイベント等の充実**

広く県民がスポーツやレクリエーション活動を楽しむ「県民スポーツ・レクリエーション祭」の開催を通して、子供から高齢者までの幅広い年齢層が参加できるスポーツ大会や教室の充実を図ります。

また、県民が継続してスポーツに親しむ「いしかわ 302 スポーツ運動」を各種イベントの機会を捉えてPRするなど、取組の普及に努めます。

◆ **障害者や高齢者のスポーツ活動の振興**

- ・ 県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手派遣をはじめ、障害のある人でも手軽に楽しめるスポーツ教室の開催や、指導員の養成などの取組を通じて、障害者スポーツの普及を図ります。
- ・ 高齢者が、地域や世代を超えて交流が深められるスポーツ・文化の交流大会「ゆーりんピック」を開催し、高齢者の積極的な健康づくりと生きがいづくりの高揚を図ります。

現状と課題

- 本県では「競技スポーツを推進し、本県競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツの普及振興に寄与する」という競技力向上基本方針のもと、選手強化や指導者養成など様々な取組を実施し、これまでにオリンピックをはじめとした国際大会や各種の全国大会で活躍する選手を数多く輩出してきました。
- 本県の選手やチームが世界や全国で活躍することは、県民に明るい話題を提供し、夢や感動や勇気を与えてくれるとともに、本県のスポーツ振興にも大きな力となることから、国際大会や国民体育大会等において優秀な成績を収めていくことが期待されています。
- このため、県体育協会、各競技団体をはじめとする関係機関・団体と連携し、一貫指導体制の確立やスポーツ医・科学の活用を推進するとともに、高い指導力のある指導者の養成と確保など、競技力向上に向けた戦略的な強化策を講じていく必要があります。

主な取組

- ◆ **ジュニア期からの一貫指導体制の確立**
競技別一貫指導プログラムに基づき、競技団体と、学校運動部やジュニアスポーツクラブ等の相互の連携を推進し、優れた才能をもつジュニア選手を早期に発掘するとともに、発育・発達段階に応じた系統的な指導を実施し、継続的・計画的なジュニア選手の育成・強化に努めます。
- ◆ **より高いレベルのアスリートの育成と強化**
国体強化選手等に対して、県内外合宿や中央競技団体のコーチ招へいなどの強化事業を計画的に実施するとともに、全身持久力や最大筋力などの専門測定結果をもとに選手個々のトレーニング処方を作成し、より効果的に実践するなど、スポーツ医・科学を活用した選手強化を推進します。
- ◆ **スポーツ指導者の養成と資質向上**
高度な専門知識や高い指導力を持つ指導者を養成・確保するため、中央競技団体のコーチ招へいなどによる研修会や、若手指導者の先進地への派遣などを実施します。また、公益財団法人日本体育協会公認競技別指導者資格の取得を推奨し、指導者の資質向上を図ります。
- ◆ **競技大会の誘致・開催**
世界や日本のトップアスリートの競技を観戦することは、人々に夢や感動を与えるとともにスポーツを始めるきっかけをつくり、本県スポーツの底辺拡大や競技力向上につながることから、国際大会や全国大会などの積極的な誘致に努めます。

施策の方針 8-3 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組の充実

現状と課題

- 2020年（平成32年）のオリンピック・パラリンピック東京大会に、より多くの本県関係選手が出場できるよう、競技団体と連携し、国際大会で活躍できる若手アスリートの育成・強化を推進するとともに、パラリンピックを視野に入れた選手の競技力向上にも取り組む必要があります。
- 本県において、東京大会に参加する各国・地域の事前合宿が行われれば、県民のスポーツへの関心がこれまで以上に高まり、本県のスポーツ振興が一層図られるものと期待されます。このため、市町や競技団体と連携した事前合宿誘致に向けた取り組みが求められています。
- 東京大会の開催に向けた気運の醸成を図るため、オリンピック・パラリンピックに関する知識やスポーツの価値を学ぶ教育の推進が求められています。

主な取組

- ◆ **国際大会で活躍できる若手アスリートの育成**
「いしかわグローバルアスリート支援事業」により、国際レベルのコーチによる指導や国内外におけるレベルの高い環境での強化合宿等を実施し、オリンピックや国際大会で活躍できる若手選手の育成・強化に努めます。
- ◆ **パラリンピックを視野に入れた競技力の向上**
より高いレベルの競技者をめざす障害のあるスポーツ選手に対して、障害者スポーツ関係団体等と連携し、競技力向上に向けた支援を行います。
- ◆ **事前合宿誘致活動の推進**
大会組織委員会など関係機関を通じた情報収集はもとより、本県独自の誘致リーフレットやパンフレットを活用した広報活動など、市町や競技団体と連携し、誘致活動を支援します。
- ◆ **オリンピック・パラリンピック教育の推進**
オリンピック・パラリンピック選手を招いた講演会や、競技体験などを通して、児童生徒のオリンピック・パラリンピックへの理解と関心を高めます。

現状と課題

- 平成20年に開設した「いしかわ総合スポーツセンター」など、県内各地のスポーツ施設は、県民の多様なスポーツ活動の基盤として重要な役割を担っています。しかし、県有のスポーツ施設の多くは、建築から相当年数が経過しており、老朽化対策やユニバーサルデザインへの配慮など、利用者の視点に立った設備の整備や機能の充実が求められています。
- 施設の整備や活用と同様、様々なスポーツ情報を県民に提供することは、スポーツ振興を図る上で重要です。本県では平成26年に、県スポーツ情報ネットワーク「スポナビいしかわ」をリニューアルし、広報誌の配布とともにスポーツ情報の提供に努めているところであり、今後も、関係団体と協力し、情報の質・量を充実させると同時に、多くの人々に「スポナビいしかわ」の活用の周知を図る必要があります。

主な取組

◆ スポーツ施設の整備・充実

県有のスポーツ施設については、整備から維持管理までのトータルコストの最小化や効用の最大化を図るため、長寿命化対策などによる機能の維持と向上を進めるとともに、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人々が安全かつ快適にスポーツを楽しむことができるよう機能の充実に努めます。

◆ スポーツに関する情報の提供

県スポーツ情報ネットワーク「スポナビいしかわ」の動画配信やスマートフォン対応機能を活用して、各種スポーツ大会や研修会、講習会をはじめ、施設の状況、競技団体やスポーツ指導者に関する事項など、本県のスポーツに係る幅広い情報について、わかりやく提供していきます。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の周知・広報

(1) 県民に対する広報

本計画の着実な実施に向け、本計画に掲げためざす教育の姿や施策の方針等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、広報誌、Webページなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動等に努め、計画の周知を図ります。

また、本計画の進捗状況に関する情報について、Webページに掲載するなど積極的に公開し、取組の現状や成果についての広報に努めます。

(2) 教職員に対する周知徹底

教育施策において学校教育は大きなウエイトを占めています。本計画の実効性を確保するため、教職員一人ひとりが本計画に対する理解を深め、常に本計画を意識しながら教育を実践することができるよう、様々な機会を捉えて周知徹底を図ります。

2 地域社会全体の連携・協働

(1) 学校での着実な実践

本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもと、学校が組織的に取り組んでいくことが重要です。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮しての分業や、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めることにより、学校現場における教育施策の着実な推進を図ります。

(2) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子供の教育について第一義的責任を有する家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、さらには専門的な知識や最新の技術を有する企業や大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会を捉えて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握すると同時に、家庭や地域、企業や大学の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取り組みを推し進めます。

(3) 市町・市町教育委員会との連携

教育施策を迅速かつ着実に実施するためには、県と市町及び市町教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換、県と市町の協働の取組を通じて、本県教育のより一層の充実に努めます。また、市町及び市町教育委員会が、その地域の特性を生かし、創意工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うほか、それら取組の成果を積極的に広報し、県全体に波及させるよう努めます。

3 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

計画に基づく施策を迅速かつ的確に推し進めるためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、毎年度、定期的な点検・評価を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

(2) 計画の見直し

本計画は平成28年度から平成32年度の5年間に取り組むべき施策の方針を示すものであることから、策定から5年後を目途に、基本計画全体にわたる進行状況や成果について総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。

また、社会の成熟化による価値観の多様化に伴う教育に対するニーズの変化に対応するため、特段の事由がある場合は、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行います。